

MBA 教育の質の維持向上に向けて

京都大学大学院経営管理教育部経営管理専攻
— 認証評価結果報告 —



March 28, 2011

**THE ALLIANCE ON BUSINESS EDUCATION AND
SCHOLARSHIP FOR TOMORROW, a 21st century organization
Tokyo, JAPAN**

目次

はじめに

I	審査の概要	4
1.	基本的な評価視点	4
2.	評価体制	4
3.	認証評価プロセス	5
4.	審査日程	6
5.	提出書類	6
6.	認証評価基準	9
7.	認証委員会委員	14
8.	審査結果（案）に対する意見申立	17
II	審査の内容	18
1.	教育プログラム	18
2.	「認証評価受審資格申請」の審査	19
3.	「認証評価計画」の審査	20
4.	「戦略策定」の評価	24
5.	「自己点検評価報告」の審査	25
III	認証評価審査結果	43
1.	総合評価	43
2.	改善課題	43
3.	実行計画履行状況報告書の提出	44
4.	認証評価審査結果の公表	44

はじめに

NPO 法人 THE ALLIANCE ON BUSINESS EDUCATION AND SCHOLARSHIP FOR TOMORROW、a 21st century organization (ABEST21)の源流は、1994 年の「グローバル・クラスルーム (Global Classroom) 国際会議」の設立に遡る。1994 年 10 月 28 日、Carnegie Mellon University (USA), City University of Hong Kong (Hong Kong), Moscow State University (Russia), Yonsei University (Korea), University of Melbourne(Australia), ITESM(Mexico),そして青山学院大学の7大学のビジネススクールは、先端的情報通信技術を駆使して「オンライン・リアルタイム・テレビ会議システム」によって位置、場所そして空間を超越した仮想教室を構築し、国境を越えたマネジメント教育を実現していく「グローバル・クラスルーム (Global Classroom)」の国際会議を設立した。

その後、グローバル・クラスルーム国際会議は、2002 年 6 月 28 日、グローバル・クラスルームの実績を踏まえ、またより一層の展開を求めて、グローバル・クラスルーム間の学生及び教員の国際交流のより一層推進していく「グローバル・ナレッジ・ネットワーク (Global Knowledge Network) 機構」に改組した。「グローバル・ナレッジ・ネットワーク (Global Knowledge Network) 機構」は、大学間の夏季及び冬季の休暇を利用した Study Tour Programs を支援し、International Partnership Agreement の締結が各大学間で行われ、グローバルな視点からのマネジメント教育の実現を加速化させていった。

グローバル・ナレッジ・ネットワーク機構の活動は、会員校間の互恵の協力関係を促進し、21 世紀のグローバル化時代におけるマネジメント教育の質の維持向上に指向し、機構のステークホルダーにマネジメント教育の質を保証していくシステムの構築を検討した。グローバル・ナレッジ・ネットワーク機構は、2005 年 7 月 1 日、この目的実現のために再度組織改革を行い、ABEST21 を誕生させた。

ABEST21 は、先ず、わが国の専門職大学院制度における経営専門職大学院 (ビジネススクール) の教育の質保証のために、2006 年 6 月 1 日に NPO 法人資格を取得し、2006 年 7 月 2 日、ABEST21 総会及び理事会において ABEST21 認証評価基準を制定し、更に 2007 年 10 月 12 日にわが国経営分野専門職大学院の認証評価機関として文部科学相より認証された。

その結果、ABEST21 は 2008 年度に国立大学法人の一橋大学、神戸大学、筑波大学と私立大学の青山学院大学、2009 年度に私立大学の関西学院大学そして 2010 年度に国立大学法人の京都大学と私立大学の南山大学の、それぞれの経営専門職大学院の認証評価を実施した。

ABEST21 は今後も認証評価を通じて経営専門職大学院の教育の質維持向上に寄与していくと同時に、わが国経営専門職大学院の活性化とグローバル化に寄与し、世界的な大競争時代において活力あふれる豊かな社会を構築していくマネジメント力に優れた人材育成を目指す経営専門職大学院の発展に貢献できればと願っている。

2011 年 3 月 28 日

THE ALLIANCE ON BUSINESS EDUCATION AND SCHOLARSHIP
FOR TOMORROW、a 21st century organization

理事長 伊藤文雄

京都大学大学院経営管理教育部経営管理専攻の審査結果

I 審査の概要

1. 基本的な評価視点

ABEST21 は、経営専門職大学院の教育の質改善に不可欠な PDCA サイクルを稼働させる評価に心掛け、下記の視点にもとづいた評価をする。

1) 「個性の伸長に資する視点」からの評価

ABEST21 は、受審校の個性である建学の精神又は教育方針を尊重し、受審校の「教育研究上の目的」である教育特徴の伸長に資する評価をする。

2) 「グローバルな視点」からの評価

ABEST21 は、科学技術の高度化、社会・経済・文化のグローバル化の時代的要請に応じて、経営専門職大学院の教育研究活動をグローバルな視点から評価する。

3) 「教育の質維持向上に資する視点」からの評価

ABEST21 は、体系的な自己点検評価の分析により発見された課題を、PDCA サイクルの稼働により教育の質維持向上を図る視点から評価する。

4) 「ステークホルダーの視点」からの評価

ABEST21 は、受審校の教育の質改善の付加価値を広く社会に公表し、ステークホルダーの機会 (Opportunity) の発展に資する視点から評価する。

2. 評価体制

認証評価の審査体制は下記の委員会により構成されている。

1) 認証評価委員会

認証評価委員会は、認証評価委員会規則第 4 条に従い、経営分野の専門家及び実務家 15 名以上 20 名以内の委員で構成される。認証評価委員会は、専門審査委員会で審議した「認証評価審査結果 (案)」を総合的な視点から審査し、ABEST21 理事会に答申する「認証評価結果 (案)」を作成する。

2) 専門審査委員会

専門審査委員会は、専門審査委員会規則第 4 条に従い、経営分野の専門家及び実務家 40 名以上 45 名以内の委員で構成される。専門審査委員会は認証評価委員会より付議された受審校の認証評価の実質的な審査を行う。

3) 専門審査小委員会 (Peer Review Teams: PRT)

受審校より提出された「認証評価計画」及び「自己点検評価報告」の実質的な審査を行うために、専門審査委員会のもとに PRT が設置される。PRT は、3 名以上 5 名以内の専門審査委員会委員より構成され、受審校の「認証評価計画」及び「自己点検評価報告」の実質的審査である書面審査と実地調査を行い、審査報告書を作成し専門審査委員会に提出する。

4) 申立意見調整委員会

専門審査委員会で審議した「認証評価審査結果 (案)」を受審校に内示し、「認証評価審査結果 (案)」に対する受審校の申立意見の調整を行う。申立意見調整委員会は、5 名の専門審査委員会委員より構成される。受審校の「認証評価審査結果 (案)」についての申立意見について調査し回答していく。意見調整が得られた段階で専門審査委員会に報告する。専門審査委員会は申立意見

調整委員会の報告にもとづいて認証評価委員会に提出する「認証評価審査結果(案)」を決定する。

5) 実行計画履行状況評価委員会

実行計画履行状況評価委員会は、認証校の課題改善を図る実行計画の履行状況を評価し、改善の推進を図るアドバイスをしていく。実行計画履行状況評価委員会は5名の専門審査委員会委員より構成され、認証校の年度実行計画の履行状況の報告に対する評価を行う。認証評価時に策定した実行計画が計画通り履行されているかを評価する。計画通り履行されない場合にはその理由を提示し、改善計画の修正を実行計画履行状況評価委員会に提出し専門審査委員会の承認を得なければ成らない。実行計画履行状況評価委員会で承認された評価結果は広く社会に公表される。

3. 認証評価プロセス

認証評価の審査は、下記の三段階の評価を得て行う。

1) 第一段階

第一段階の審査は「認証評価受審資格申請」の受理審査である。受理審査は受審校が求める認証評価の対象教育プログラムを、提出された申請書及び提出資料に基づいて確認し、経営分野別認証評価の対象に該当する申請であるかどうかの受審資格の審査を行う。

2) 第二段階

第二段階の審査は、受審校が ABEST21 認証評価基準の基本視点に従って行った自己点検評価分析である「認証評価計画」を審査する。「認証評価計画」は、専門職大学院設置基準の基本的な設置基準をクリアしているかどうか、また第三段階の「自己点検評価報告」の分析を行う体制を整備しているかどうかを審査する。従って、「認証評価計画」は、専門審査委員会において、下記の判定を行う。

合格 (P) : 「認証評価計画」は、評価基準の基本視点を中心とした自己点検評価の分析が適切に行われ、認証評価を受ける体制が整備されている。

不合格 (F) : 「認証評価計画」は、評価基準の基本視点を中心とした自己点検評価の分析が十分ではなく、認証評価を受ける体制の整備が必要である。

不合格の場合は、「認証評価計画」の再提出が求められる。

3) 第三段階

第三段階の審査は、「認証評価計画」に合格した受審校が提出する「自己点検評価報告」の審査を中心に、第一段階及び第二段階の評価を踏まえた認証評価の総合的な審査である。特に、「自己点検評価報告」の審査においては、ABEST21 認証評価基準の 78 の細目視点に基づいて受審校により行われた自己点検評価の分析を評価する。最終的には、認証評価審査の総合評価として、下記の3段階の「認証評価審査結果」の評価を行う。

A) 「本教育プログラムは、各評価基準がほとんど又は全てが満たされ、改善すべき課題の少なく、教育研究の質維持向上が十分に期待でき、非常に優れている教育プログラムである。」

B) 「本教育プログラムは、評価基準が大体において満たされ、改善すべき課題があるけれども教育研究の質維持向上が期待でき、優れている教育プログラムである。」

C) 「本教育プログラムは、評価基準が満たされてはいるが、改善すべき課題も多くある教育プログラムである。」

特に、評価区分がC段階評価の受審校に対しては、ABEST21 は改善計画の実行についての留意すべき事項（以下「留意事項」という。）を示し、「実行計画履行状況報告」を検証して教育の質維持向上が実現する評価に努めていく。

受審校の認証評価審査結果は、ABEST21 理事会の承認を経て文部科学省に報告し、その後文部科学省記者クラブ発表ののちに受審校及び関係ステークホルダーに認証評価審査結果を報告し、

ABEST21 の WEB サイトに掲載するなどにより広く社会に公表する。

4. 審査日程

京都大学大学院経営管理教育部経営管理専攻の審査日程は、下記の通りである。

年	月	日	審査内容等
2009	5	28	認証評価受審資格申請の受理
	5	18	メンターの委嘱
	7	30	「認証評価計画」作成オリエンテーションの実施
	9	30	「認証評価計画」の提出
	10	16	専門審査委員会において PRT 委員の選出
2010	1	29	専門審査委員会において「認証評価計画」審査報告書の審査
	3	5	認証評価委員会において「認証評価計画」審査報告書の審査
	5	26	「自己点検評価報告」作成オリエンテーションの実施
	9	30	「自己点検評価報告」の提出
	11	5	専門審査委員会において PRT 委員に審査開始決定
	11	26	京都大学の現地調査の実施
	1	7	申立意見調整委員会の開催
2011	1	14	専門審査委員会において「自己点検評価報告」の審査と「認証評価審査結果(案)」の作成
	2	1	受審校に「認証評価審査結果(案)」の内示
	2	18	受審校より第一次意見の申立
	2	25	申立意見調整委員会において申立意見に対する第一次回答の作成
	2	26	受審校に対する第一次回答
	3	1	受審校より第一次回答の受入回答
	3	3	専門審査委員会において申立意見調整委員会の申立意見調整(案)の審査
	3	4	認証評価委員会において受審校の「認証評価審査結果(案)」の審査
	3	4	ABEST21 理事会において受審校の「認証評価審査結果(案)」の承認
	3	4	ABEST21 総会において受審校の「認証評価審査結果(案)」の承認
	3	4	富士ゼロックス株式会社横浜みなとみらい事業所において認証評価証書の授与

5. 提出書類

京都大学大学院経営管理教育部経営管理専攻の審査資料としての提出された資料等は、下表のものである。

京都大学大学院経営管理教育部経営管理専攻

種類	No.	内容
受審資格申請	1	受審申請書
	2	分野別認証評価申請大学院の所属する大学の概要
	3	分野別認証評価申請大学院の概要
	4	申請専門職大学院の文部科学省に提出した設置認可申請書コピー
認証評価計画	1	「認証評価計画」

	2	「認証評価計画」概要
	3	「認証評価計画」概要（英文）
同付属資料	1	京都大学経営管理大学院概要
	2	京都大学経理管理大学院募集要項
	3	部局間交流協定
	4	京都大学経営管理研究部組織規定及び経営研究センター内規
	5	経営管理大学院の理念、求める学生像及びアドミッション・ポリシー
	6	カリキュラム
	7	教育プログラムの体制案
	8	修了時点の学生調査
	9	経営管理大学院会計資料
	10	外部研究資金獲得及び教員調べ
	11	京都大学経営管理大学院における科目履修の考え方及び注意
	12	スーパーバイザーならびにワークショップ体制表
	13	事務サーバー目安箱（アクセス制限有、経営管理大学院専用） (http://jimu.gsm.kyoto-u.ac.jp/2007/index.php?meyasubako)
	14	学生授業アンケート調査結果資料
	15	FD 活動方針
	16	インターンシップ関連諸規定等
	17	成績評価についての考え方
	18	科目別成績表
	19	授業アンケート<サンプル>
	20	授業自己点検評価<サンプル>
	21	修了後の進路状況
	22	企業アンケート調査
	23	特別研究専念期間（サバティカル）制度実施要項及び申し合わせ
	24	学位授与者数・定員充足状況
	25	奨学金返還免除候補者選考に係る取扱い
	26	京都大学経営管理研究部教員構成表
	27	経営管理大学院管理運営組織
	28	事務組織表
	29	総合研究2号館見取図
	30	京都大学における専門職大学院の在り方について
	31	外部評価委員会議事次第及び委員構成
	32	アカデミックカレンダー
自己点検評価報告	1	「自己点検評価報告」
	2	「自己点検評価報告」概要
	3	「自己点検評価報告」概要（英文）
同付属資料	1	カリキュラム 1) 経営管理大学院の理念、求める学生像及びアドミッション・ポリシー 2) 設置コース・教育プログラム概要 3) 科目表・カリキュラム

		<ul style="list-style-type: none"> 4) 科目履修の考え方および注意 5) 成績評価についての考え方 6) 平成 22 年度学事日程・時間割 7) 平成 22 年度シラバス 8) スーパーバイザーならびにワークショップ体制表 9) 科目別履修者数 10) 学位授与者数および定員充足状況 11) 平成 22 年度ベースラインサーベイ問題 12) インターンシップ実施要領 13) 平成 21 年度科目別成績
	2	<p>教員組織</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 京都大学大学院経営管理研究部及び大学院経営管理教育部の組織に関する規程 2) 京都大学経営管理研究部教員構成表 3) 研究部教員選考基準・経営管理研究部教員候補者選考内規 4) 教員公募要領（サンプル） 5) 特別研究専念期間（サバティカル）制度実施要項 6) ベストティーチャー賞選出に係る申し合わせ
	3	<p>教員教育研究業績</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 教員個人調書
	4	<p>教育研究設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 建物配置図(経営管理大学院) 2) 情報関連システム整備状況
	5	<p>FD</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) FD 事業計画 2) 授業評価アンケート質問票（2010・2009 度） 3) 授業評価アンケート結果一覧（2010 年度前期・2009 年度） 4) 授業実績報告（サンプル） 5) 平成 22 年度前期経営管理大学院授業科目 自己点検表（サンプル） 6) セミナー開催通知（サンプル） 7) 目安箱 8) 平成 21 年度修了者アンケートおよび結果 9) 修了生就職企業アンケート
	6	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 京都大学における専門職大学院の在り方について 2) 奨学金返還免除候補者選考に係る取扱い 3) 運営費の推移 4) 科学研究費補助金採択テーマ一覧 5) 寄附金一覧 6) 共同研究一覧 7) 受託研究一覧 8) 三校連携協定および報道資料 9) ファイナンスリスクマネジメント、ファイナンス会計のプログラム統合に関して
別添資料	1	<p>京都大学経営管理大学院概要 日本語版（経営管理大学院紹介 DVD 付） 英語版（経営管理大学院紹介 DVD）</p>
	2	<p>京都大学大学院募集要項</p>

		平成 23 年度募集要項（一般選抜） 平成 23 年度募集要項（特別選抜） 平成 23 年度募集要項（10 月入学） 平成 23 年度国際プロジェクトマネジメントコース募集要項
	3	2008 年度外部評価報告
	4	京都大学経営管理大学院 E-Learning DVD（1 および 2）

6. 認証評価基準

第 1 章 教育研究上の目的

基準 1：教育研究上の目的

[基本視点]

認証評価を申請する経営専門職大学院(以下「受審校」という。)は、教育研究の活動の意思決定の指針となる「教育研究上の目的(mission)」を明確に規定し、明文化していなければならない。

[細目視点]

1. 受審校は、「教育研究上の目的」をグローバル化時代の要請に応えた国際的に通用する高度専門職業人育成に配慮した内容のものとしているか。
2. 受審校は、「教育研究上の目的」をステークホルダーの意見を反映した内容のものとしているか。
3. 受審校の「教育研究上の目的」は、学校教育法第 99 条第 2 項の「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」の規定から外れるものではないか。
4. 受審校は、「教育研究上の目的」を受審校の発行する印刷物等、例えば、学則、入学案内、授業要覧及び履修要綱等に、また、ホームページに掲載し、周知公表を図っているか。

基準 2：「教育研究上の目的」の重要な要素

[基本視点]

受審校の「教育研究上の目的」は、企業等組織のマネジメントに係る高度専門職業人育成に重要な要素を含む内容のもので、受審校が所属する大学の「教育研究上の目的」と整合していなければならない。

[細目視点]

1. 「教育研究上の目的」は、企業等組織のマネジメントに関する高度の専門知識・技能及び基礎的素養を修得する内容のものとなっているか。
2. 「教育研究上の目的」は、学生のキャリア形成に寄与する内容のものとなっているか。
3. 「教育研究上の目的」は、所属教員の教育研究活動の推進に寄与する内容のものとなっているか。

基準 3：「教育研究上の目的」の継続的な検証

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」を継続的に検証していくプロセスを定め、教育研究環境の変化に対応して見直していかなければならない。

[細目視点]

1. 受審校は、「教育研究上の目的」を検証する組織的な体制が整備されているか。
2. 受審校は、「教育研究上の目的」の継続的な検証に必要な資料の収集及び管理の体制を整備しているか。
3. 受審校は、「教育研究上の目的」の検証プロセスにステークホルダーの意見を聴取する機会を設けているか。

基準 4：「教育研究上の目的」の達成に必要な財務戦略

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な資金を獲得する短期的及び長期的な財務戦略を策定していなければならない。

[細目視点]

1. 受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な財政的基礎を有しているか。
2. 受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な資金調達戦略を立てているか。
3. 受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な予算措置をしているか。

第2章 教育課程等

基準5：学習目標

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、イノベーションと知見、グローバル化及び先端的な科学技術の普及等の要素を含む学習目標を明確に定めていなければならない。

[細目視点]

1. 受審校は、学習目標をシラバス等に明記し、学生に周知公表をしているか。
2. 受審校は、学習目標の達成のために、授業科目履修指導指針を定め、履修相談に応じる配慮をしているか。
3. 受審校は、学習目標の達成のために、学生、教員及び職員間のコミュニケーションシステムを構築し、学習相談及び学習助言の円滑化を図る方策をとっているか。

基準6：教育課程

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、教育課程を体系的に編成していなければならない。

[細目視点]

1. 受審校は、教育課程の編成において、「教育研究上の目的」を達成する理論的教育と実務的教育の架橋に留意し、マネジメントの教育研究及び実務の動向に配慮しているか。
2. 受審校は、教育課程の編成において、企業等組織のマネジメントに係る高度専門職業人育成に必要な高度の専門的知識・技能と高度の職業能力の修得、職業倫理観の涵養及び国際的視野の拡大に配慮しているか。
3. 受審校は、教育課程の体系的な編成において、マネジメント教育に必要なコア科目への分類を含めて体系的に配置しているか。
4. 受審校は、教育課程を検証するプロセスを明確に定め、継続的に検証しているか。
5. 受審校は、他研究科の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定等の措置を講じているか。
6. 受審校は、授業の方法において、実践的な教育を行うために事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な授業の方法を導入しているか。
7. 受審校は、授業の方法において、多様なメディアを高度に利用して通信教育の授業を行う場合には、授業の実施方法の整備に努め、教育効果の向上に努めているか。

基準7：教育水準

[基本視点]

受審校は、学生の学習目標の達成のために、教育内容の水準を定めていなければならない。

[細目視点]

1. 受審校は、教育内容の水準を維持していくために、学習環境及び学習指導体制を整備しているか。
2. 受審校は、教育内容の水準を維持していくために、1単位の授業科目の学修に必要とされる

授業時間を確保しているか。

3. 受審校は、教育内容の水準を維持していくために、授業科目の時間割配置を適切にし、授業科目の履修登録単位数の上限を設定し、授業科目の履修を適切にする指導をしているか。
4. 受審校は、教育内容の水準を維持していくために、履修した授業科目の学業成績の評価基準及び教育課程修了の判定基準を明確に定め、学則等に記載し、学生に周知公表しているか。
5. 受審校は、教育内容の水準を維持していくために、学業成績の評価及び課程修了の判定を公正に実施し、客観性と厳格性が得られる措置を講じているか。
6. 受審校は、教育内容の水準を維持していくために、授業科目の履修登録の学生数を、授業の方法等の教育上の諸条件を考慮して授業の教育効果が十分に得られる適正な数としているか。
7. 受審校は、教育内容の水準を維持していくために、留学生等の学生の多様化に対応した履修指導、学習相談及び進路指導等の学生支援を適切に行っているか。また、通信教育を行う場合には、十分に配慮した学生支援を適切に行っているか。
8. 受審校は、教育内容の水準を維持していくために、学生の科目履修及び単位取得の状況等についての情報を教員間で共有し、必要な改善措置を講じているか。
9. 受審校は、標準修業年限を短縮している場合には、「教育研究上の目的」に照らして、十分な教育成果が得られる教育方法及び授業時間割設定の配慮をしているか。

基準 8：教育研究の質維持向上の取組

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、組織的な教育課程の改善に取り組まなければならない。

[細目視点]

1. 受審校は、開講する各授業科目の授業目的、授業内容、授業計画、授業方法、使用教材、オフィスアワー及び授業評価基準等を明記し、学生の学習目標の達成に資する内容のシラバスを作成し、公開し、ピアレビューによるシラバスの検証をしているか。
2. 受審校は、学生の科目履修状況、課程修了状況、単位取得状況、学業成績状況及び進路状況等の調査から、また、ステークホルダーの意見等から、教育課程の改善の検証をしているか。
3. 受審校は、教育研究の質維持向上を図るために、自己点検評価を継続的に行い、その評価結果を広く社会に公表しているか。
4. 受審校は、教育研究の質維持向上を図るために、自己点検・評価の結果をフィードバックし、教育研究の質の維持向上及び改善を図る組織的な研修をしているか。
5. 受審校は、教育研究の質維持向上を図るために、教員の優れた教育及び研究の業績を評価する制度を整備しているか。

第3章 学生

基準 9：求める学生像

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、本教育課程の教育を受けるに望ましい学生像を明確にしていなければならない。

[細目視点]

1. 受審校は、入学者選抜において求める学生像の学生を実際に入学させているか。
2. 受審校は、入学志願者層に入学者選抜を受ける公正な機会を提供しているか。
3. 受審校は、「教育研究上の目的」の達成を担う学生像を継続的に検証しているか。

基準 10：アドミッション・ポリシーと入学者選抜

[基本視点]

受審校は、入学者選抜において、アドミッション・ポリシー(入学者受入方針)を明確に定め、

明文化していなければならない。

[細目視点]

1. 受審校のアドミッション・ポリシーは、「教育研究上の目的」を達成する内容のものとなっているか。
2. 受審校は、アドミッション・ポリシーとアドミッション・ポリシーに従った入学出願資格条件を募集要項等の印刷物に明確に記載し、入学出願者に周知公表しているか。
3. 受審校は、入学者選抜において、出願者の適性及び能力等を客観的かつ厳格に評価する選抜をしているか。
4. 受審校は、入学者選抜において、実入学者数が入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組を行うなど入学定員と実入学者数との関係の適正化を図っているか。
5. 受審校は、入学者選抜において、経済のグローバル化に対応して多様な知識または経験を有する入学生の多様化に努めているか。

基準 11：学生支援

[基本視点]

受審校は、学生の学業継続のために、適切な学生支援体制を整備していなければならない。

[細目視点]

1. 受審校は、経済的支援を求める学生に対して、必要な措置を講じているか。
2. 受審校は、学生の進路指導及びキャリア形成支援を求める学生に対して、必要な情報収集、情報管理、情報提供及び学生相談等の支援を行う事務組織体制を整備しているか。
3. 受審校は、学生生活の支援を求める学生に対して、学業及び学生生活に関する相談・助言等を行う支援体制を整備しているか。
4. 受審校は、特別な支援を求める留学生及び障害のある学生に対して、学習支援及び生活支援等を適切に行っているか。

基準 12：学生の学業奨励

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な学生の学業奨励の取組をしていなければならない。

[細目視点]

1. 受審校は、学業成績優秀な学生に対して報奨する制度を整備しているか。
2. 受審校は、学業継続の困難な学生に対して経済的支援や学習支援等の相談を行う体制を整備しているか。
3. 受審校は、学生の学業奨励のために、入学時や新学期授業開始前に、また、教育課程の変更時にオリエンテーションを実施しているか。

第4章 教員組織

基準 13：教員組織

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な教員組織を整備していなければならない。

[細目視点]

1. 受審校は、教育課程における専任の教員を必要と認められる数を任用しているか。
2. 受審校は、教員組織の構成において、「教育研究上の目的」の達成のために必要と認められる授業科目に必要かつ十分な専任の教授又は准教授を任用しているか。
3. 受審校は、教員組織の構成において、「教育研究上の目的」の達成のために必要と認められる実務家教員を任用しているか。

4. 受審校は、教員組織の構成において、「教育研究上の目的」の達成のために必要と認められる専任の教員と非専任の教員との割合に配慮しているか。
5. 受審校は、教員組織の構成において、教員の年齢構成の割合、男性・女性教員の比率及び外国人教員の任用等教員の多様性に配慮しているか。
6. 受審校は、開講授業科目について高度の教育上の指導能力があると認められる下記の各号に該当する専任の教員を、専攻ごとに「文部科学大臣が別に定める数」（平成15年文部科学省告示第53号第1条。以下同じ。）を置いているか。
 - 1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
 - 2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
 - 3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

基準 14：教員の資格

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な教育上の指導能力を有する教員を任用していなければならない。

[細目視点]

1. 受審校は、教員の任用及び昇任に関する規則及び基準を定めているか。
2. 受審校は、教員の任用及び昇任に関する審査プロセスを明確に定め、客観的な審査をしているか。
3. 受審校は、最近5年間の教育研究業績等により教員の教育上の指導能力を評価する組織的な取組をしているか。
4. 受審校は、専任教員の最近5年間の教育研究業績の資料を開示しているか。
5. 受審校は、実務家教員の実務経験について定期的に評価を行い、授業科目担当の割り当てを適切に行っているか。

基準 15：教員に対する教育研究支援

[基本視点]

受審校は、教員の教育研究活動を推進していくために必要な教育研究環境の整備をしていなければならない。

[細目視点]

1. 受審校は、教員の教育研究活動の推進と教員の授業担当時間数との関係について、適切な範囲内にとどめるように配慮しているか。
2. 受審校は、教員の教育研究活動の推進に必要な研究費獲得の支援体制を整備しているか。
3. 受審校は、教員の教育研究活動の推進に必要な事務職員及び技術職員等の支援体制を整備しているか。
4. 受審校は、教員の教育研究活動の推進に必要な教育課程の活性化を図る適切な措置を講じているか。

基準 16：教員の任務

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、ステークホルダーとの意思疎通を図り、教員の学術研究の推進に努め、「教育研究上の目的」を達成する授業の実現を図っていかなければならない。

[細目視点]

1. 教員は、自己点検評価及び学生の授業評価の結果に基づいて、授業の内容、使用教材及び授業方法等の改善を絶えず行っているか。
2. 教員は、学習目標の達成のために、先端的な高度専門的知識や技能の教授に努めているか。

3. 教員は、学習目標の達成のために、オフィスアワーの設定及び電子媒体等を通じて学生との対話を積極的に図り、学生の学習指導に努めているか。

第5章 管理運営と施設設備

基準 17：管理運営

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、教員の教育研究活動を適切に支援していく管理運営体制を整備していなければならない。

[細目視点]

1. 受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な管理運営事項を審議する教授会及び委員会等を設置し、審議事項を尊重し、教育研究環境を整備していく体制を講じているか。
2. 受審校は、受審校の設置形態及び規模に応じた管理運営の事務組織を整備しているか。
3. 受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、専任教員の教育研究活動に応じた規模と機能を持った管理運営組織を設けているか。

基準 18：施設支援

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、教育研究活動の推進に必要な施設及び設備等を整備していなければならない。

[細目視点]

1. 受審校は、教育効果の向上を図る教室、演習室及び実習室等の教育研究施設及び設備等の質的かつ量的な整備をしているか。
2. 受審校は、専任教員ごとに個別の研究室を用意しているか。
3. 受審校は、図書、学術雑誌及び視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集しているか。
4. 受審校は、受審校の教育研究組織及び教育課程に応じた施設及び設備を整備し有効に活用しているか。
5. 受審校は、学生の自主的な学習を促進する学習環境を十分に整備し、学生の利用に供しているか。

7. 評価委員会委員

1) 認証評価委員会委員

委員長

Robert S. SULLIVAN

Dean, Rady School of Management, University of California at San Diego, USA

副委員長

鈴木 久敏、筑波大学副学長

青木 利晴、株式会社 NTT シニア アドバイザー

有信 睦弘、国立大学法人東京大学監事

Ilker BAYBARS

Deputy Dean, Carnegie Mellon Tepper School of Business, Carnegie Mellon University, USA

Jim HERBOLICH

Deputy Director General and Director of Network Services, EFMD

Yuji IJIRI

Professor, Carnegie Mellon Tepper School of Business, Carnegie Mellon University, USA

Susie Nobue BROWN

Associate Dean, Red McCombs School of Business, University of Texas at Austin, USA

古川 享、慶応義塾大学メディアデザイン研究科教授
羽矢 惇、新日鉄エンジニアリング株式会社代表取締役社長
Tae-Sik AHN
Dean, Graduate School of Business Administration, Seoul National University, KOREA
Xiongwen LU
Dean, School of Management, Fudan University, CHINA
小枝 至、日産自動車株式会社名誉会長
水野 勝文、弁理士、輝特許事務所所長
村上 輝康、株式会社野村総合研究所シニアフェロー
岡村 正、日本商工会議所会頭
Lawrence B. PULLEY
Dean, Mason School of Business, College of William and Mary, USA
斎藤 孝一、南山大学経営学部教授
杉山 武彦、成城大学社会イノベーション学部教授
富浦 梓、独立行政法人科学技術振興機構、社会技術開発センター、研究開発成果実装支援プログラム、プログラムオフィサー
Oleg VIKHANSKIY
Dean, Graduate School of Business Administration, Moscow State University, RUSSIA

2) 専門審査委員会委員

委員長
堀内 正博、青山学院大学総合文化政策学部教授
副委員長
松尾 博文、神戸大学大学院経営学研究科教授
副委員長
椿 広計、統計数理研究所副所長
浅田 孝幸、大阪大学大学院経済学研究科教授
Chester C. BORUCKI
Associate Dean, Tias Nimbus Business School, Tilburg University, Nethweland
Siriwut BURANAPIN
Associate Professor, Faculty of Business Administration, Chiang Mai University, Thailand
Ming Yu CHENG
Professor, Faculty of Accountancy and Management, Tunku Abdul Rahman University, Malaysia
願興寺ひろし、南山大学大学院ビジネス研究科教授
Anna GRYAZNOVA
Deputy Dean, Graduate School of Business Administration, Moscow State University, Russia
Zhonghe HAN
Associate Professor, School of Management, Fudan University, China
平木多賀人、東京理科大学経営学部教授
平野 雅章、早稲田大学大学院商学研究科教授
広瀬 徹、南山大学大学院ビジネス研究科教授
保々 雅世、日本オラクル株式会社常務執行役員
井田 昌之、青山学院大学大学院国際マネジメント研究科教授
Gugus IRIANTO
Dean, Faculty of Economics, Brawijaya University, Indonesia
Hong-Joo JUNG
Professor, School of Business Administration, Sungyunkwan University, Korea

Ali KHATIBI
 Dean, Graduate Management Center, Management & Science University, Malaysia
 Basheer Ahmed KHAN MOHAMMED
 Dean, School of Management, Pondicherry University, India
 泉 秀明、関西学院大学大学院経営戦略研究科特任教授
 熊平 美香、日本教育大学院大学学長
 Kai LI
 Dean, School of Business Administration, Northeastern University, China
 Changchong LU
 Dean, School of Business Administration, Dongbei University of Finance & Economics, China
 Qin Hai MA
 Vice Dean, School of Business Administration, Northeastern University, China
 Amir MAHMOOD
 Assistant Dean, Faculty of Business and Law, University of Newcastle, Australia
 前田 昇、青山学院大学大学院国際マネジメント研究科教授
 森本 博行、首都大学東京大学院社会科学研究科経営学専攻教授
 R. Taggart MURPHY、筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
 中野 勉、青山学院大学大学院国際マネジメント研究科教授
 中里 宗敬、青山学院大学大学院国際マネジメント研究科教授
 Ahmad NORLIA、関西学院大学大学院経営戦略研究科准教授
 Sang-Koo NAM
 Professor, School of Business, Korea University, Korea
 Ruslan PRIJADI
 Chairman, Graduate School of Management, University of Indonesia, Indonesia
 Ashraf SABRY
 Dean, Faculty of Management, University of Applied Science Hof., Germany
 A. SEETHARAMAN
 Head, GMBA Program, SP Jain Center of Management, Singapore
 重田 晴生、弁護士、エル・アンド・ジェイ法律事務所
 館 昭、桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科長
 高橋 文郎、青山学院大学大学院国際マネジメント研究科長
 高森 寛、LEC 会計大学院教授
 館岡 康雄、静岡大学大学院工学研究科教授
 Jann Hidajat TJAKRAATMADJA
 Vice Dean, School of Business and Management, INSTITUT TEKNOLOGI BANDUNG, Indonesia
 内平 直志、株式会社東芝研究開発センター一次長
 上野 信行、県立広島大学経営情報学部教授
 若林 靖永、京都大学大学院経営管理研究部教授
 山田 秀、筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
 山田 英夫、早稲田大学大学院商学研究科教授
 山本 昭二、関西学院大学大学院経営戦略研究科教授
 湯本 祐司、南山大学大学院ビジネス研究科ビジネス専攻主任
 Zhiwen YIN
 Associate Dean, Faculty of Management, Fudan University, China

8. 審査結果(案)に対する意見申立

ABEST21 は、2011 年 1 月 14 日開催の専門審査委員会において専門審査小委員会 (PRT) の「自己点検評価報告」の審査報告を審議し、「認証評価審査結果(案)」を作成した。専門審査委員会は、2011 年 2 月 1 日に各受審校に「認証評価審査結果(案)」の内示を行い、約 2 週間余の意見申立期間 (2011 年 2 月 1 日～2011 年 2 月 18 日) を設定した。その結果、京都大学大学院経営管理教育部経営管理専攻より意見申立があり、2011 年 2 月 25 日、「意見申立調整委員会」を開催して申立意見内容を検討し、その結果を 2011 年 2 月 26 日に回答し、受審校より「意見申立調整委員会」の回答を受け入れるとの表明により申立意見の調整が図られた。

II 審査の内容

1. 教育プログラム

京都大学大学院経営管理教育部経営管理専攻（以下「経営管理大学院」という。）は、研究者養成に主眼を置いた大学院とは異なり、高度専門職業人の育成を目的とする専門職大学院として2006年4月に発足した。現在5年目を迎え、既に185人の修了生を輩出している。経営管理大学院は、当初「事業創再生マネジメント」、「プロジェクト・オペレーションズマネジメント」、「ファイナンシャルリスクマネジメント」という3つの教育プログラムを有し、定員は1学年60名で発足した。2008年度からは高度会計職業人の養成という社会的要請を受けて「ファイナンス・会計」プログラムを設け、学生定員は1学年75名に増員した。2010年度には、今後、需要が急増すると思われるサービス分野のリーダーを養成するための「サービス価値創造」プログラムを設置し、定員を90名に増員した。さらに2011年度からは「国際プロジェクトマネジメントコース」を新設する予定である。このように、経営管理大学院は創立からの歴史は浅いものの、常に社会のニーズを反映させた教育プログラムの充実と開発を図ってきている。

例えば、2006年4月にみずほ証券寄附講座、UFJキャピタル講座（2009年3月まで）、2007年4月に京セラ経営哲学寄附講座、関西経済論（関西アーバン銀行）寄附講座（2010年3月まで）が開設された。さらに、2007年8月には「キャリア女性の再チャレンジ起業を支援する短期集中教育プログラム」が文部科学省「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」委託事業に採択された。同年9月には「サービス価値創造マネジメント」教育プログラムが文部科学省「サービス・イノベーション人材育成推進プログラム」に採択され、2008年10月に「会計専門職の学び直しを支援する短期集中教育プログラム」が文部科学省「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」委託事業に採択された。また、同月に「国際的競争力のある金融・会計職業人育成プログラム」が文部科学省「大学及び大学院教育改革支援プログラム」に採択された。

さらに、国際交流実績としては、2008年5月にアジア工科大学（タイ）、同年9月に国立台湾大学、2009年6月に国立政治大学（台湾）、2009年10月にハノイ交通通信大学（ベトナム）、2010年1月にマレーシア国際イスラム大学、2010年3月にコッチ大学（トルコ）、とそれぞれ国際学術研究協力協定を締結している。

2009年7月、「京都大学大学院経営管理研究部および大学院経営管理教育部の組織に関する規程」により、附属の教育研究施設として経営研究センターを設置した。経営研究センターは、国内外の研究者との連携を図りながら、文理融合型の経営研究を実施することを通じて複雑な経営現象を解明し、経営上のさまざまな課題に対処するとともに、経済学・経営学や工学・情報学をはじめとする、多様な分野の専門的知識とその融合・高度化を図ることを設立理念とし、専任教員、みなし専任教員等による教育研究活動報告を定期的実施し、教員の教育研究活動について議論を交わしている。

経営管理大学院は、その「教育研究上の目的（mission）」を「理念」としてまとめ、「本大学院は、先端的なマネジメント研究と高度に専門的な実務との架け橋となる教育体系を開発し、幅広い分野で指導的な役割を果たす個性ある人材を養成することで、地球社会の多様かつ調和のとれた発展に貢献することを理念とする。」と明確に規定し、明文化している。

経営管理大学院は、研究者養成に主眼を置いた大学院とは異なり、高度専門職業人の育成を目的とする文理融合型の専門職大学院であり、大学における研究や知識の蓄積を活用し、企業やNP0など多様な分野における高度な専門的知識を有するリーダーを育成することを目的としている。修了生に対しては、「経営学修士（専門職）」（いわゆるMBA、Master of Business Administration）の学位が与えられる。

経営管理大学院は、現代の複雑かつ高度な社会的要請に応えるために、3つの教育プログラム

を設置してスタートした。

第一の教育プログラムは、「事業創再生マネジメント」プログラムであり、起業や事業再生のマネジメント能力を有する人材の育成、つまりバイオテクノロジー、ナノテクノロジー、情報技術などの新規技術に基づいた新たなビジネスの創業に関する専門知識や、行き詰まった企業の再生を手掛ける専門的能力を持つ人材を育成することを目指す教育プログラムである。具体的には、ベンチャー企業の経営者や管理職、ベンチャーキャピタリスト、起業相談に強い経営コンサルタント、金融機関や民間企業における企業再生の専門家、そして事業創再生に携わる専門家を、ファンド等で支援する人材育成を目指している。

第二の教育プログラムは、「プロジェクト・オペレーションズマネジメント」プログラムであり、国際的な大規模なプロジェクト、新規技術開発、情報システム開発などにおいて、特定の目的を達成するために、随時に結成される連携組織（事業チーム）によるプロジェクトの運営・管理に対応する教育プログラムである。こうしたプロジェクトを経営管理するプロジェクトマネジャーは、現代のビジネスでは非常に重要な人材として認識されている。このプログラムでは、財務管理、ファイナンス、戦略管理、組織管理などの経営管理能力と国際的な感覚を持ったプロジェクトマネジャーを育成することを目指している。

第三の教育プログラムは、「ファイナンシャルリスクマネジメント」プログラムであり、最先端のファイナンスの知識を学ぶことで、金融工学、経営財務についての高度な知識を持ち、それにもとづいて金融市場を分析し、金融商品を設計することにより、金融全般に係るリスクを統合的にマネジメントできる能力を開発する教育プログラムである。具体的には金融機関のファンド・マネージャーやアナリスト、民間企業や政府機関での財務（ファイナンス）のエキスパートを育成することを目指している。

これらの3つの教育プログラムに加え、2008年度からは「ファイナンス・会計」プログラムを設けた。これは、ファイナンス関係の知識と会計の知識を併せ持つ専門家を養成する教育プログラムである。

2010年度には、我が国で今後需要が急増すると思われるサービス分野のリーダーを養成するための「サービス価値創造」プログラムを立ち上げ、入学定員を90名へ増加させた。

経営管理大学院の特徴は、文理融合型の経営教育・研究を実施していることである。今日の複雑な経営現象を解明するためには、経済学・経営学の知識のみならず、工学や情報学などのバックグラウンドも必要である。このため、経済学・経営学の講義に加え、工学・情報学の講義も充実させている。これは、他の経営分野専門職大学院にはない特色である。

2. 「認証評価受審資格申請」の審査

経営管理大学院は、下記の所定書類を添えて THE ALLIANCE ON BUSINESS EDUCATION AND SCHLARSHIP FOR TOMORROW, a 21st century organization (ABEST21) に分野別（経営）認証評価受審資格申請をした。ABEST21 は所定の手続に従い 2009 年 6 月 1 日開催の理事会において、認証評価受審資格申請の受理承認をした。

受審校は、下記の所定の書類を添えて受審資格申請をした。

- ①様式-1：「申請書」
- ②様式-2：「分野別認証評価申請大学院の所属する大学の概要」
- ③様式-3：「分野別認証評価申請大学院の概要」
- ④受審校が設置認可申請に際し文部科学省に提出した「大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類」コピー

3. 「認証評価計画」の審査

1) 自己点検評価分析の評価

第1章 教育研究上の目的

基準1 「教育研究上の目的」

経営管理大学院は、「先端的なマネジメント研究と高度に専門的な実務との懸け橋となる教育体系を開発し、幅広い分野で指導的な役割を果たす個性ある人材を育成することで、地球社会の多様かつ調和のとれた発展に貢献する。」を理念と基本方針としてまとめて規定し、それを明文化して開示している。これらの点は、別添資料として提出された「経営管理大学院の理念」やホームページなどからも確認できる。

基準2 「教育研究上の目的」の重要な要素

経営管理大学院は、企業等組織のマネジメントにかかわる重要な要素を取り上げるべく、前述の4つのプログラムの特徴に応じて必要な科目を設定したり、実務的な能力を養成するための科目を設定したりしている。このように経営管理大学院の「教育研究上の目的」は、企業等組織のマネジメントに係る高度専門職業人育成に重要な要素を含むと見なしうる。一方、経営管理大学院が所属する大学の「教育研究上の目的」と経営管理大学院の「教育研究上の目的」との整合性については、なお一層の分析が必要である。

基準3 「教育研究上の目的」の継続的な検証

経営管理大学院は、自己点検評価だけでなく、外部評価委員会からの意見聴取及び学生からの授業評価などをもとに経営管理大学院の「教育研究上の目的」を検証するという方向性は十分に理解できる。一方、国立大学法人京都大学全体で設定する中期目標及び中期計画と経営管理大学院の「教育研究上の目的」との関連性の検証により、内部の仕組みの改訂がどのように連携して行われるのかについての分析がなお一層必要である。また、システムの組織的な対応が必要であり、なお一層の分析が求められる。

基準4 「教育研究上の目的」の達成に必要な財務戦略

経営管理大学院は、必要な最低限の財政的基礎を運営費交付金に求め、文部科学省の教育事業などの外部資金をもとに新たな取り組みを行おうという方針は、国立大学法人である点を考慮すると適切と判断できる。さらに、経営研究センターを立ち上げ、不確実さを伴う教員の研究資金獲得を支援する対策も適切と判断される。

第2章 教育課程等

基準5 学習目標

経営管理大学院は、大学院概要やホームページにて、4つのプログラムごとに学習目標を明示している。また、それぞれのプログラムの学習目標において、例えば「事業創再生マネジメントプログラム」であれば、「・・・情報技術などの新技術に基づいた新たなビジネスの創業に関する専門知識や、行き詰まった企業の再生を手掛ける専門的能力を持つ人材を育成することを目指すプログラム。」とあるとおり、イノベーションと知見、グローバル化および先端的な科学技術の普及などの要素が含まれている。

基準6 教育課程

経営管理大学院は、学習目標に応じて第1年次に基礎科目及び専門科目(14単位)を配置し、第2年次に実務科目と発展科目を配置し、第1年次に基礎固めをして第2年次に発展させるという方針を持っている。また基礎科目には、「ミクロ経済」、「会計学」、「経営戦略」、「組織行動」、「マーケティング」、「統計分析」、「ファイナンス」、「プロジェクトマネジメント」及び「情報システム・オペレーションズマネジメント」という標準的なビジネススクールで設定すべき科目を含めている。また、第2年次ではそれぞれのプログラムの特徴に応じた実務科目や、実践力を養う発展科目を用意しており、2年間で体系的に学ぶためのカリキュラムとして適切と判

断される。一方、カリキュラムの見直しについて、ステークホルダーからの声、すなわち授業評価や企業からの声に基づいて実施されていると思われるが、担当する委員会及びその開催期間などについてのなお一層の分析が必要である。

基準 7 教育水準

経営管理大学院は、学習目標の達成を保証するために学生に対する総合的な助言体制としてスーパーバイザー制度の導入、プログラム毎の履修すべき科目の指定、必要に応じた集中講義の開設及び標準的シラバスの設定などを実施している。また、修了要件を取得単位数等に基づいて設定している。さらに、学生が適切に学習できるように講義室の準備及び時間割の編成などを行っている。経営管理大学院の開設が2006年4月で間もないこともあり、これらの体制の評価や改善が開始されたばかりの段階にあることを踏まえ、なお一層の適切な評価及び改善活動が展開されていくことを期待する。

基準 8 教育研究の質維持向上の取り組み

経営管理大学院は、教育研究の質維持向上の取組として、シラバスの作成、産官学の各分野に属する委員による点検・評価を通じたピアレビュー、授業評価アンケート、FD委員会を中核とした各種FD活動の実施を挙げている。これらの活動の方向は適切であると判断される。FD活動については2008年度からの本格的な実施を計画しており、今後の適切な活動が期待される。

第3章 学生

基準 9 求める学生像

経営管理大学院は、求める学生像と教育研究上の目的の達成のための望ましい学生像として、①マネジメントが直面する諸課題に積極的に取り組む意欲を有し、②高度で専門的な知識・能力を備えた専門職業人の育成のための教育プログラムとカリキュラムに旺盛な知的意欲と社会的役割意識をもって参加でき、そして③入学後、相互に切磋琢磨できる資質がある学生像を描いている。このような学生像が「その時代における社会の価値観や各企業の目指す人材獲得の方向性と乖離がないかどうかとも検証の必要性がある」としており、修了生の就職先へのインタビュー、同窓会を通じた修了生へのアンケート調査を続けるとしている。特に入学前の学生の意欲と社会的な使命感に重きを置きながら、当該プログラムが留学生を含めた学部新卒学生と社会人学生を異なる基準で選抜していることには妥当性がある。

基準 10 アドミッション・ポリシーと入学者選抜

経営管理大学院は、上記の学生像に対して、理念・基本方針は「幅広い分野で指導的な役割を果たす個性ある人材」を養成することを理念として、「多様なバックグラウンドの人材を受け入れ、開発された教育体系を用いて、様々な分野における高度専門職業人を輩出する」となっている。2年制のプログラムを(1)一般選抜としての学部新卒受験生と(2)特別選抜として社会人選抜とに分け、また、(3)公認会計士資格を持つものなどに1年半のプログラムを特別選抜として提供している。入学定員はそれぞれ45名、20名、10名程度としている。選抜方法は、(1)については理工系を含めて多彩なバックグラウンドを持つ人材を受け入れるため4科目から選択の科目試験と小論文により意志の強い学生を選ぶこととしている。(2)と(3)については、複数の教員によるエントリーシートの小論文と面接により、職業経験などを評価することで選抜している。年に2回の入試を行い、出身大学に関係なく公平に選抜試験を行っている。学生の受け入れ方針、選抜方法の検証は2008年より自己点検を始め、外部評価を受審している。

職務経験のある学生は全体の4分の1から半数程度と思われるが、学部卒業からの直接の受験者、理工系出身者、外国人を積極的に受け入れることで、「異なる経験、知識、目的意識を有する者が同じ場で学ぶことにより、相互に刺激し合い切磋琢磨される教育・学習環境の創出を企図している」となっている。留学生を含めた職業経験を持つ者の割合とその職業経験の期間や内容については明らかにされていないが、高度専門職業人の養成を掲げ高度な職業教育を目

指すためには、社会人枠の比率を上げることで、むしろ異なる社会経験や職業経験の豊富な受講生がより実務からの多角的な視点や現場経験をディスカッションに持ち込むことにより、より豊かでレベルの高いビジネススクールとしての授業環境をつくる可能性があることを、将来的な方向性を含めて検討されていくことが期待される。また、文系学生が多い一般的な他の MBA プログラムに対し、当該プログラムが理工学系の学生を多く受け入れていることに対しても、その個性的な特色とビジネススクールとしての教育の意味と効果を検証し続ける必要があるものと思われる。これらの点を考慮すると「求める学生像」と「アドミッション・ポリシー」の主旨は理解できる半面、その入試の方針との整合性の視点からは、なぜ社会人との比率で新卒学部卒業生や理工系に偏重することでビジネス教育の効果が上がるのかというより一層の分析が必要である。

また、外国からの留学生に日本語検定の結果を求めているのに対して、国内からの受験者には英語力に関して TOEIC や TOEFL のスコアを求めているが、その基準点は公開されていないなど英語力として要求するレベルと理由を明確にしていくことが必要であると思われる。

基準 11 学生支援

経営管理大学院は、教員が学生を指導するスーパーバイザー制度、ワークショップ担当教員制度、目安箱による学生からの質問に対する返答、修了時の学生へのアンケート調査、学院内で一元化された奨学金に関する情報提供やアドバイス、TA 制度、インターンシップ、留学生支援及び施設のバリアフリー化など積極的な取り組みが多く用意されており、その努力は高く評価できる。

基準 12 学生の学業奨励

経営管理大学院は、ワークショップの成果に対する表彰制度、学位授与式総代制度、奨学金選定制度、学院内のアチーブメント・テスト、e-learning への取組及び補習授業の実施など学生の学業への取組を奨励し学業成績優秀者を表彰するシステムを整備していることは評価できる。

第 4 章 教員組織

基準 13 教員組織

経営管理大学院の実任用専任教員数 19 名は必要専任教員数 11 名を十分上回り、また 19 名中 7 名 (37%) が 5 年以上の実務経験を有す実務家教員であり、専門職大学院設置基準で求められている数値を上回っている。教員の男女比率や外国人比率はバランスを欠くが、専任対非専任、実務家教員対研究者教員のバランスの維持に配慮がなされていることが窺える。さらに、ほとんどの専任教員は博士号を有し、研究に熱心に取り組んでいるので、「教育研究上の目的」の達成のための基本インフラである教員組織を教員数の観点では十分整備していると評価できる。

基準 14 教員の資格

経営管理大学院は、確立された任用制度と教育へのインセンティブ付与制度で質の保証への努力を分析し、そのため教員の博士号保有率が高く研究成果(外部資金獲得状況と研究成果である表 14-1 と 14-2)が上がり、これらの制度が機能しているとしている。その一方で、教員の研究成果公表の制度化を改善すべきポイントとして挙げている。現行制度が機能し、重要な課題が認識されているので、一応の評価ができる。表 14-1 及び表 14-2 について自己点検と評価が加えられることが望まれる。

基準 15 教員に対する教育研究支援

経営管理大学院は、教員の教育研究活動を推進していくために必要な教育研究環境を概ね整備しているが、設立時の事情などで事務組織に課題があることを挙げている。それは大きな組織でありながら教務などの事務を他研究科に統合された状態及び期限付事務職員を中心とした

事務組織で運営しなければならなかった事情を分析している。これは教育研究へのサービスの質の低下をもたらす可能性があるので経営管理大学院組織としては問題であるが、経営管理大学院の努力だけで解決できなかった事情を斟酌するとやむを得ないかもしれない。現在、その改善を目指してより一層の具体的な対応が望まれる。

基準 16 教員の任務

「教育研究上の目的」の達成のために、教員がステークホルダーとの意思疎通を図り、学術研究の推進に努め、そしてその成果を実際の授業に反映させるという責務を積極的に果たし、具体的な任務の遂行が効率的・戦略的に行われていることは評価できる。経営管理大学院は、在学生を最も重要なステークホルダーとする立場から、学生の行う授業評価を重要なコミュニケーション・ツールの一つとしており、その結果を授業内容の改善にあてる制度がよく機能していると分析している。他方、企業はどちらかというところ寄附講座や共同研究上のパートナーであると捉えられ、企業との緊密なコミュニケーションにより高度専門知識や技能を学び、新たな授業や新規プログラムの開発に反映させるとしている。これは、受審校のミッションや教員組織の特長を踏まえた適切なステークホルダーとのコミュニケーションであり、この教員によるコミュニケーション・イニシアティブは十分評価できる。ただやや懸念されるのは、企業とのコラボレーションで、先端的のテーマに関して学びそして研究を行う機会は増え、新しい教育プログラムができ、授業内容に実務的側面を反映させることができたとしても、将来の顧客やアカデミック・コミュニティなどに広く研究成果を開示しないのであれば、プログラムにダイナミックな正の循環が生まれてこないかもしれない点である。この企業とのコラボレーションが目的化する懸念がない点の十分な分析と評価が求められる。

第5章 管理運営と施設整備

基準 17 管理運営

経営管理大学院は、「教育研究上の目的」の達成のために教員の教育研究活動を支援していく管理運営体制を組織している、あるいはその改善努力を行っているので適切である。管理運営組織として、企画委員会と“2種類”の教授会、そして各種委員会とワーキング・グループを有している。この機能分担とヒエラルキーを伴う管理運営意思決定システムは、今のところ事務組織が他研究科から分化されてないという重要な問題を抱えつつも、教員の教育活動の活性化によく寄与してきたとある。ただ、一見非効率あるいは不必要と思われる教授会の二重構造に対しては、積極的な存在理由の説明が必要と思われる。

事務組織に関する課題は第4章基準15で既に詳しく述べられている。経営管理大学院の設立時の事情などで教務などすべての事務を他研究科の系統下で運営しなければならない状況が存在するが、教務の分化では既に解消の目処がつき、残りの事務の分化は新規プログラムあるいはコース拡充に沿って解決していく練られた計画が存在している。経営管理研究部の事務組織が未分化状態にあるまま、新規教育プログラムあるいはコースをさらに拡張していくなら、教員の教育・研究環境が良好に保てなくなる可能性が存在するとの分析は重要であり、経営管理大学院のこの認識は非常に適切であり評価できる。

基準 18 施設支援

経営管理大学院は、「教育研究上の目的」の達成のために、教育研究活動の推進に必要な施設及び設備等を適切に整備してきているので、部分的未整備状態があるにも関わらず、ある程度評価できる。教員研究室そして教室の整備に関しては十分と思われる。懸念としては、ビジネススクールとして独自の資料・図書室を持たず、関連する外国語書籍や雑誌や国際的データベースへのアクセスが未整備であり、また、学生用の自習スペースの確保が困難になりつつある点などが挙げられる。経営管理大学院の管理運営と施設整備は、今後改善の余地はあるものの、現在のところ概ね適切であり、将来的な課題もよく認識されている。ただし、これらの施設及

び設備の正確な整備状況は、将来実地調査で確認されなければならない。

2) 「認証評価計画」の審査結果

2010年1月29日開催の専門審査委員会及び2010年3月5日開催の認証評価委員会において、経営管理大学院の提出した「認証評価計画(Accreditation Plan)は、ABEST21 評価基準の「基本視点」を中心とした自己点検評価の分析が適切に行われ、教育研究活動の質維持向上を図る改善課題が認識され、経営分野専門職大学院の認証評価を受ける体制が整備されている計画である」として、「認証評価計画」は合格と判定した。

4. 「戦略策定」の評価

経営管理大学院は、「研究教育上の目的」の「グローバル化時代の要請に応えた国際的に通用する高度専門職業人育成」を実現していくために下表のSWOT分析を行い、戦略を立て実施してきている。下記5つの教育プログラムの体系化に照準を置いている。

- 1) 「事業創再生マネジメント」プログラム
- 2) 「プロジェクト・オペレーションズマネジメント」プログラム
- 3) 「ファイナンシャルリスクマネジメント」プログラム
- 4) 「ファイナンス・会計」プログラム
- 5) 「サービス価値創造」プログラム

また、国際化の時代的要請の「機会」への対応及び「国際化拠点整備事業（グローバル 30）」の拠点形成に伴い、総合大学に設置された専門職大学院の「強み」及び「産官学・海外とのネットワーク」の「強み」により既存の2年コース及び1年半コースに加えた第3の教育コースとして「国際プロジェクトマネジメントコース」の新設を計画している。

一方、「脅威」としての「国立大学法人の運営費交付金削減」傾向に対して、「教育研究上の目的」を達成するために必要な最低限の財政的基礎を運営費交付金に求めている。そして、文部科学省の教育事業、他省庁の人材育成事業、科学研究費補助金などの外部資金の獲得に新たな取り組みを実施しようとしている。

経営管理大学院は国立大学法人のもとに設置されていることもあり、「教育研究上の目的」の達成のために必要な最低限の財政基盤については、運営費交付金等の公的資金によって保証されている。さらに、教育プログラムの新設要求、文部科学省、経済産業省をはじめとする府省庁の外部競争資金の獲得、企業の受託・共同研究、寄付金の獲得、寄附講座・客員講座の設置、他研究科等との共同プロジェクトの実施、科学研究費補助金等の研究資金の獲得など、財政基盤の強化に努めている。なお、設立以来懸案となっていた教育・研究の独自の支援体制については、昨年度に事務組織の一部を他研究科との共有から独立させた。今後とも、独自の事務体制の確保に努めようとしている。

このような点を踏まえると今後は、(1) 徐々に削減が予想される運営費交付金に対してどのように対応するか、(2) 外部資金獲得の確実性をどのように高めるのか、(3) 文部科学省などからの補助が終了したときの財源確保、(4) 逐次的に開発・導入したプログラムの一定期間後の見直しは課題となり、これらの点は自己評価がされている。

表-1 SWOT分析

	機会	脅威
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学における国際化への機運の高まり ・ 社会からの要望 ・ 求められる人材の多様化 (高度専門職業人、サービス人材、 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人の運営費交付金の削減 ・ 教員人事枠のシーリング ・ 国内外における経営分野専門職大学院間の競争の激化

		高度金融職業人) ・キャリアアップを目指す学生の増加	
強み	<ul style="list-style-type: none"> ・総合大学に設置（広範かつ高度な研究成果の活用が可能） ・産官学・海外とのネットワーク ・理論的な研究の充実 ・論理的思考を支援する工学系教員の配置 ・外部資金の調達能力 	<ul style="list-style-type: none"> ・多彩なカリキュラム・多彩な教育課程 ・3つのプログラムでスタート ・ファイナンス会計プログラム、1年半コースの設置 ・サービス価値創造プログラムの設置 ・英語のみによるコースの新設 ・官民との協力協定や寄附講座の設置 ・国際セミナーや研究会などの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・調達外部資金の多様化 ・他部局教員の協力 ・海外大学との協力協定締結 ・特色である文理融合のアピール
弱み	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史の浅さとそれによる認知度の低さ ・伝統的な理論重視の研究/実践に関する研究者層の薄さ ・充実した事務組織が持てない ・教員、職員人事に関する制約 ・東京（大阪）から離れている 	<ul style="list-style-type: none"> ・特色のPR、同窓会の活用 ・実務家教員の採用 ・非常勤講師の活用 ・教育設備の充実のための積極的予算配分 ・遠隔講義施設の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部資金による教育支援体制の補助 ・大学本部への要望 ・他大学との連携協定締結

5. 「自己点検評価報告」の審査

1) 自己点検評価分析の評価

第1章 「教育研究上の目的」

基準1 「教育研究上の目的」

基本視点「認証評価を申請する経営専門職大学院(以下「受審校」という。)は、教育研究の活動の意思決定の指針となる「教育研究上の目的(mission)」を明確に規定し、明文化していなければならない。」について、「本大学院は、先端的なマネジメント研究と高度に専門的な実務との架け橋となる教育体系を開発し、幅広い分野で指導的な役割を果たす個性ある人材を養成することで、地球社会の多様かつ調和のとれた発展に貢献することを理念とする。」と明確に規定され、明文化されている。

細目視点1「受審校は、「教育研究上の目的」をグローバル化時代の要請に応えた国際的に通用する高度専門職業人育成に配慮した内容のものとしているか。」について、「教育研究上の目的(mission)」を「理念」として「本大学院は、先端的なマネジメント研究と高度に専門的な実務との架け橋となる教育体系を開発し、幅広い分野で指導的な役割を果たす個性ある人材を養成することで、地球社会の多様かつ調和のとれた発展に貢献することを理念とする。」として、経営管理大学院の教育と研究が、グローバル化時代の課題に応えるために「地球社会の多様かつ調和のとれた発展に貢献する」ということを基本目標にすえ、グローバル化時代の要請に応えた国際的に通用する高度専門職業人育成に配慮した内容となっている。

細目視点2「受審校は、「教育研究上の目的」をステークホルダーの意見を反映した内容のものとしているか。」について、受講大学院学生及び企業・経済社会を最も重要なステークホルダーとして捉え、例えば、2005年5月実施の企業向け調査により企業側の意見を聴取している。また、大学院学生についても各種オリエンテーションの実施により意見聴取を行っている。

細目視点3「受審校の「教育研究上の目的」は、学校教育法第99条第2項の「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」の規定から外れるものではないか。」について、マネジメント領域における高度な専門性を持つ人材育成の経営管理大学院の「教育研究上の目的」は学校教育法第99条第2項の「高度の専門性が求められる職業を担うための

深い学識及び卓越した能力を培う」の規定に適応している。5つの教育プログラム領域と2つのコースが育成を目指す職業人もすべて高度な専門性を持つものとして具体化されている。

細目視点4「受審校は、「教育研究上の目的」を受審校の発行する印刷物等、例えば、学則、入学案内、授業要覧及び履修要綱等に、また、ホームページに掲載し、周知公表を図っているか。」について、経営管理大学院の発行する印刷物、大学院概要（毎年発行）、またホームページ（<http://www.gsm.kyoto-u.ac.jp/>）等に掲載され、周知公表が図られている。

改善課題

基本視点及び細目視点から、基準1の各評価項目は満たされており改善すべき課題はないと判断する。

基準2：「教育研究上の目的」の重要な要素

基本視点「受審校の「教育研究上の目的」は、企業等組織のマネジメントに係る高度専門職業人育成に重要な要素を含む内容のもので、受審校が所属する大学の「教育研究上の目的」と整合していなければならない。」について、京都大学の基本理念において「4. 京都大学は、教養が豊かで人間性が高く責任を重んじ、地球社会の調和ある共存に寄与する、優れた研究者と高度の専門能力をもつ人材を育成する。」と規定され、整合性が図られている。

細目視点1「「教育研究上の目的」は、企業等組織のマネジメントに関する高度の専門知識・技能及び基礎的素養を修得する内容のものとなっているか。」について、経営管理大学院の理念において「先端的なマネジメント研究と高度に専門的な実務との架け橋となる教育体系を開発し、幅広い分野で指導的な役割を果たす個性ある人材を養成することで、地球社会の多様かつ調和のとれた発展に貢献する。」として「企業等組織のマネジメントに関する高度の専門知識・技能及び基礎的素養」を修得する内容のものとなっている。

細目視点2「「教育研究上の目的」は、学生のキャリア形成に寄与する内容のものとなっているか。」について、各教育プログラムは、学生が自らの将来のキャリアについて、具体的にビジョンを持って取り組むキャリア形成に寄与する内容のものとなっている。

細目視点3「「教育研究上の目的」は、所属教員の教育研究活動の推進に寄与する内容のものとなっているか。」について、教育活動の側面では5つの教育プログラム領域の設定が社会的要請に応える具体的な専門職人材の育成を想定して、所属教員の明確な計画を持った教育活動を推進することにつながっており、また、この挑戦が所属教員の専門分野での先端的なマネジメント研究の新しい課題へと結びつき、専門的学術研究の推進においても大きな刺激となっている。

改善課題

基本視点及び細目視点から、基準2の各評価項目は満たされており改善すべき課題はないと判断する。

基準3：「教育研究上の目的」の継続的な検証

基本視点「受審校は、「教育研究上の目的」を継続的に検証していくプロセスを定め、教育研究環境の変化に対応して見直していかなければならない。」について、自己点検だけでなく、外部評価委員会からの意見聴取、学生からの授業評価などをもとに検証している。

細目視点1「受審校は、「教育研究上の目的」を検証する組織的な体制が整備されているか。」について、自己評価の「点検・評価委員会」及び外部評価の「外部評価委員会」を設置し、組織的な体制は整備されている。

細目視点2「受審校は、「教育研究上の目的」の継続的な検証に必要な資料の収集及び管理の体制を整備しているか。」について、継続的な検証に必要な資料の収集及び管理のために、提出・保管すべき資料のフォーマットや提出方法などのルールが定められ、また、諸規則、諸会議議事録、シラバス、授業記録、授業評価アンケート、授業自己点検評価報告、修了時教育評価アンケート、企業・団体等アンケート、シンポジウム等の開催記録、教員の教育・研究等業績記録

などの資料が経営管理大学院で保管管理されている。

細目視点3「受審校は、「教育研究上の目的」の検証プロセスにステークホルダーの意見を聴取する機会を設けているか。」について、ステークホルダーの意見聴取の適切さの表れとみなしうる外部評価委員会の仕組みをより活用するためにも、開催頻度を増やしたり、また外部評価委員から指摘があるように、開催時間を延ばしたりすることを検討することが望まれる。

改善課題

特別の課題はないが、経営管理大学院の「現代における経済社会の変化および学生のニーズの変化はますます大きくかつ重要なものになっていると思われる。これはまさに高度専門職業人を養成する経営管理大学院への需要、期待が高まることを意味するが、同時にその社会的責務も重くなっていく。従って、より包括的なかたちで「教育研究上の目的」を検証していくことが求められる。」との分析は適切である。特に、志願者数に年度のばらつきが見られ、ここ2、3年は150名強で安定していて、設定した「教育研究上の目的」やそれに基づくプログラムに、一定の要望がある点を表わしているが、一方で、2008年度以降に新たに開設したプログラムに対して数値に表れるほどの要望がなかった可能性もある。これらの点も踏まえ、今後も「教育研究上の目的」を検証する事が期待される。

基準4：「教育研究上の目的」の達成に必要な財務戦略

基本視点「受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な資金を獲得する短期的及び長期的な財務戦略を策定していなければならない。」について、経営管理大学院が国立大学法人であるために必要最低限の基本的資金はカバーされているが、新教育事業を展開していくためには、外部資金獲得の積極的な財務戦略の策定と実践に努めていることは評価される。

細目視点1「受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な財政的基礎を有しているか。」について、国立大学法人であるために運営費交付金等の公的資金によって必要な財政的基礎は形成されている。しかし、近年の運営費交付金の削減により受審校の教育研究に関する基本経費の見直しが迫られている。

細目視点2「受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な資金調達戦略を立てているか。」について、必要な資金調達の戦略として、(1)新しい教育プログラムの新設要求、(2)GPなどの文部科学省教育改善事業への申請、(3)経済産業省等の専門職業人材育成事業への申請、(4)積極的な寄附講座の設置、(5)客員講座の開設、(6)他研究科等との共同プロジェクトの実施、(7)科学研究費補助金等の研究資金への応募、(8)共同研究・受託研究の獲得及び(9)奨学寄付金の獲得などの戦略を立てている。現時点では外部資金の獲得状況は順調と考えられるが、これについて将来的な保証がない点も自己評価している。また、中・長期戦略の確立が重要な課題であり、それを適切に自己評価している。

細目視点3「受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な予算措置をしているか。」について、運営費交付金及び外部資金等によって必要な予算措置がとられている。人件費等については運営費交付金で予算措置され、必要な科目を担当する非常勤講師等については外部資金からの配分も加えて予算措置されている。

改善課題

経営管理大学院は国立大学法人であるために、「教育研究上の目的」を達成するために必要な基本的資金がカバーされているが、教育事業の展開には外部資金獲得に積極的な財務戦略の策定と実践に努めている。しかし、経営管理大学院が変化する経済社会のニーズに応じて変化発展していくためには、安定的な財源の確保は必須である。そのため、一層の外部資金獲得が求められており、中・長期の戦略の確立が重要な課題であると分析していることは妥当である。

第2章 教育課程等

基準5：学習目標

基本視点「受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、イノベーションと知見、グローバル化及び先端的な科学技術の普及等の要素を含む学習目標を明確に定めていなければならない。」について、「経営管理に関する高度の専門的学識を持った高度専門職業人を養成・再教育することを目的」として明文化し、5つの教育プログラム毎に具体的な学習目標を定められている。

細目視点1「受審校は、学習目標をシラバス等に明記し、学生に周知公表をしているか。」について、5つの教育プログラムの具体的な学習目標は「京都大学経営管理大学院概要」及びホームページ (<http://www.gsm.kyoto-u.ac.jp>) を通じて広く公開し周知が図られている。

細目視点2「受審校は、学習目標の達成のために、授業科目履修指導指針を定め、履修相談に応じる配慮をしているか。」について、スーパーバイザー制度により個別履修指導、履修相談をはじめ奨学金の相談、その他、様々な相談がきめ細かく行われている。

細目視点3「受審校は、学習目標の達成のために、学生、教員及び職員間のコミュニケーションシステムを構築し、学習相談及び学習助言の円滑化を図る方策をとっているか。」について、スーパーバイザーによるコミュニケーションシステムが構築されている。

改善課題

基本視点及び細目視点から、基準5の各評価項目は満たされており改善すべき課題はないと判断する。

基準6：教育課程

基本視点「受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、教育課程を体系的に編成していなければならない。」について、学習目標に応じて1年時に基礎科目、専門科目（14単位）を配置し、2年時に実務科目、発展科目を配置し、1年目に基礎固めをして2年目に発展させるという方針を持っており、これらはプログラムのねらいなどから判断すると妥当と判断できる。また基礎科目には、標準的なビジネススクールで設定すべき科目を含めている。

細目視点1「受審校は、教育課程の編成において、「教育研究上の目的」を達成する理論的教育と実務的教育の架橋に留意し、マネジメントの教育研究及び実務の動向に配慮しているか。」について、マネジメントの教育研究及び実務の動向に配慮し、段階的にマネジメント関連の知識や理論を修得できる教育課程を提供している。教育課程については、理論的教育を重視した基礎科目及び専門科目から履修を開始し、実務的教育を主眼とした実務科目および発展科目へと段階的に履修することで、理論的教育と実務的教育の架け橋という点に留意した教育体系がとられている。

細目視点2「受審校は、教育課程の編成において、企業等組織のマネジメントに係る高度専門職業人育成に必要な高度の専門的知識・技能と高度の職業能力の修得、職業倫理観の涵養及び国際的視野の拡大に配慮しているか。」について、経営の実務に必要なとされる基礎的な知識を修得するための基礎科目のみならず、思考力や分析力の修得を図る科目の「問題解決思考」及び表現力を修得させる科目の「マネジメントコミュニケーション」、「上級マネジメント・コミュニケーション」、「ビジネス・ネゴシエーション」に加え、企業倫理に関する科目の「ビジネスエシックス」が配置されている。

細目視点3「受審校は、教育課程の体系的な編成において、マネジメント教育に必要なコア科目への分類を含めて体系的に配置しているか。」について、コア科目などの配置の点で適切である。また学習用 e-learning 教材は、学生インタビューにおいて役立つという声もあり有益な取り組みであるといえる。さらにワークショップは、実践という点で有意義と考えられ、学生インタビューにおける評価も高いものであった。具体的には、入学前の未履修分野の基礎知識の獲

得として「基礎数学」、「基礎経済学」、「基礎経営学」の導入科目、コア科目としての基礎科目に「ミクロ経済」、「会計学」、「経営戦略」、「組織行動」、「マーケティング」、「統計分析」、「ファイナンス」、「プロジェクトマネジメント」、「情報システム・オペレーションズ」等を、これをベースに専門科目群が配置されている。各学生の専門性および実務面での応用力を高める発展科目を配置するカリキュラム体系として基礎科目→専門科目・実務科目→発展科目の順で系統的・段階的履修が可能な編成となっている。

細目視点4「受審校は、教育課程を検証するプロセスを明確に定め、継続的に検証しているか。」について、教育課程の検証プロセスは設定されていて、その中では科目別履修者数のデータなどが活用されている。これをみると、設立時に想定したよりも受講者が多い科目、少ない科目があると思われる。実地調査においては、この科目別履修者数も基礎データの一つとし、教育のねらいなどを鑑み、カリキュラム見直しの検討をしているとの回答があり、この方向性は理解できる。受講者数は開講してみないと分からないため、数年の経過の後に既存の仕組みを評価する点は重要であり、経営管理大学院が今後も継続してカリキュラムを見直すことを期待する。

細目視点5「受審校は、他研究科の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定等の措置を講じているか。」について、他大学院の開講科目を一定制限で他研究科聴講制度によって履修を認めている。また、学生交流協定を結んだ海外の大学院とは単位互換が認められている。

細目視点6「受審校は、授業の方法において、実践的な教育を行うために事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な授業の方法を導入しているか。」について、実践教育を充実させるために、講義スタイルの授業だけでなく、討論、演習、グループ学習、ケースメソッド、ゲーミング・シミュレーション、フィールド・スタディ、インターンシップなどの教育手法、授業スタイルが展開されている。京都大学の特性を生かした多様かつ専門的な多数の科目の開講や、他研究科聴講制度などの取り組みがある。また座学のみならず、事例、双方向講義、討論などが導入されている。

細目視点7「受審校は、授業の方法において、多様なメディアを高度に利用して通信教育の授業を行う場合には、授業の実施方法の整備に努め、教育効果の向上に努めているか。」について、該当しない。

改善課題

特段の改善すべき課題はないと判断する。5つの教育プログラムは社会的状況を踏まえ「教育研究上の目的」の定期的な検証が行われ、絶えず見直しがなされている。

基準7：教育水準

基本視点「受審校は、学生の学習目標の達成のために、教育内容の水準を定めていなければならない。」について、教育課程や成績評価に関してはシラバス等の整備を含め組織的に対応し、教務委員会を中心に教育課程の見直し及び教育課程に合わせた教育水準の見直しが図られているが、一定の教育水準の維持により一層の努力が望まれる。

細目視点1「受審校は、教育内容の水準を維持していくために、学習環境及び学習指導体制を整備しているか。」について、学生への総合的な助言体制としてスーパーバイザー制度をとっている。スーパーバイザー制度による学習指導体制及び講義室や自習室を充実させた学習環境の整備などの例にみられるように対応している。

細目視点2「受審校は、教育内容の水準を維持していくために、1単位の授業科目の学修に必要とされる授業時間を確保しているか。」について、授業が1コマ90分×15週を確保している。さらに学生の意見では、休講がほとんどなくまた適宜補講も行われているとあり、現状の好ましい状態を継続して確保されることが望まれる。また、プログラムごとに履修すべき科目を設

定していて、それぞれの科目ごとにシラバスを作成して授業目的などを記載しており、適切な単位設定が行われている。

細目視点3「受審校は、教育内容の水準を維持していくために、授業科目の時間割配置を適切にし、授業科目の履修登録単位数の上限を設定し、授業科目の履修を適切にする指導をしているか。」について、学生の効率的な履修が可能となるよう、原則として同一曜日・時間において、同一学年・同一教育プログラムの科目が重ならないよう配慮した時間割配置をし、履修登録単位数を半期24単位の上限を設定している。

細目視点4「受審校は、教育内容の水準を維持していくために、履修した授業科目の学業成績の評価基準及び教育課程修了の判定基準を明確に定め、学則等に記載し、学生に周知公表しているか。」について、成績評価及び単位認定の基準については統一的な考え方が明文化され、「成績評価についての考え方」として全教員に配布されている。また、成績評価及び単位認定の基準は授業開講科目ごとに、その授業目的、授業概要、授業計画、授業方法、使用教材、オフィスアワー及び成績評価基準等を明記したシラバスを作成し、年度初めに学生用事務サーバー(<http://jimu.gsm.kyoto-u.ac.jp/>)にて学生及び教員全員に公開され、その周知と実施の徹底が図られている。さらに、学業成績の厳格化に向けた種々の取り組み、適切な学生数などの検討、さまざまな学歴、職歴を持つ学生への対応が検討されている。

細目視点5「受審校は、教育内容の水準を維持していくために、学業成績の評価及び課程修了の判定を公正に実施し、客観性と厳格性が得られる措置を講じているか。」について、「成績評価についての考え方」で学業成績は期末最終試験、出席率、授業参加評価および小テスト等による総合評価で行われ、原則として合格者数を受講者全体の70～85%とし、また合格者のうちA(80点以上)は30%、B(70点以上80点未満)は40%、C(60点以上70点未満)は30%を目安とした相対評価が行われている。さらに、成績評価の結果について学業成績評価及び単位認定が適切に実施されているかの統計的分析を行い、FD委員会及び教務委員会で組織的に検証している。

細目視点6「受審校は、教育内容の水準を維持していくために、授業科目の履修登録の学生数を、授業の方法等の教育上の諸条件を考慮して、授業の教育効果が十分に得られる適正な数としているか。」について、ワークショップでは各ワークショップ担当教員の教育方法ならびにテーマに応じて定員を定め、必要に応じて希望者に対する面接などを行い、各ワークショップの履修者数が適正となるように調整が行われている。

細目視点7「受審校は、教育内容の水準を維持していくために、留学生等の学生の多様化に対応した履修指導、学習相談及び進路指導等の学生支援を適切に行っているか。また、通信教育を行う場合には、十分に配慮した学生支援を適切に行っているか。」について、スーパーバイザー制度により個別履修指導を行い、個々の学生の目標を達成させるよう履修指導がなされている。また、入学者の学歴及び職歴の多様性に対応して、入学時に経営分野における知識や能力を確認するベースラインサーベイ(学力確認のための試験)を実施し、履修指導に役立てている。

細目視点8「受審校は、教育内容の水準を維持していくために、学生の科目履修及び単位取得の状況等についての情報を教員間で共有し、必要な改善措置を講じているか。」について、教務委員会を中心に学生の科目履修、単位取得状況などが分析されている。またスーパーバイザー制度、授業評価アンケートなど種々の工夫により教育水準の確保に努めている。

細目視点9「受審校は、標準修業年限を短縮している場合には、「教育研究上の目的」に照らして、十分な教育成果が得られる教育方法及び授業時間割設定の配慮をしているか。」について、京都大学大学院経営管理教育部規程及び1年半コース履修内規において「ファイナンス・会計」プログラムに限定し、1年半コースを設置している。1年半コースの出願資格者は、大学卒業後3年以上経った者で、公認会計士資格取得者、税理士で実務経験3年以上の者、証券アナリスト検定会員等、実務上の経験と専門性、そして関連する分野において基礎的な学力を有した者に限

定するなど、経験により出願資格を限定するなどの配慮がなされている。

改善課題

細目視点6の分析では、開講されている科目毎に、履修人数や科目内容に応じて教育効果を高めるために必要とされる様々な授業形態で、適切な教室を用い授業が行われているが、授業の教育効果が十分に得られる適正なクラスサイズについて、より一層の検討が望まれる。

基準8：教育研究の質維持向上の取組

基本視点「受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、組織的な教育課程の改善に取組まなければならない。」について、FD委員会と教務委員会を中心とするマネジメントサイクルが構築されている。

細目視点1「受審校は、開講する各授業科目の授業目的、授業内容、授業計画、授業方法、使用教材、オフィスアワー及び授業評価基準等を明記し、学生の学習目標の達成に資する内容のシラバスを作成し、公開し、ピアレビューによるシラバスの検証をしているか。」について、授業科目ごとにシラバスが作成され、授業の目的、授業の方法、使用教材、履修要件、オフィスアワー、授業日程・構成についての情報が提供され、授業はシラバスに従って適切に実施されている。シラバスの公開については、教務委員会で複数教員によるピア・レビューが実施されている。また、シラバスと授業内容の関係については、FD委員会が各担当教員に授業実績報告書の提出を求め検証している。

細目視点2「受審校は、学生の科目履修状況、課程修了状況、単位取得状況、学業成績状況及び進路状況等の調査から、また、ステークホルダーの意見等から、教育課程の改善の検証をしているか。」について、FD委員会及び教務委員会において学生の科目履修状況、課程修了状況、単位取得状況、インターンシップ履修状況、学業成績状況及び進路状況などについて分析を行い、教育部教授会で必要に応じて改善策等の意思決定をしている。また、学生からのフィードバックとして各学期末の授業評価アンケート及び学生の匿名意見収集システム（目安箱）による情報にもとづいて、教育課程の改善方向が検討され、教務委員会及びFD委員会で具体的な対策が取られている。

細目視点3「受審校は、教育研究の質維持向上を図るために、自己点検評価を継続的に行い、その評価結果を広く社会に公表しているか。」について、教育研究の質の維持向上を図る継続的取り組みの一環としてFD委員会が設置され、教育部教授会で決定されたFD活動方針により教育課程の改善を図る自己点検・評価が積極的に行われ、自己点検・評価結果は外部評価され、「外部評価報告書」として社会に公表されている。

細目視点4「受審校は、教育研究の質維持向上を図るために、自己点検・評価の結果をフィードバックし、教育研究の質の維持向上及び改善を図る組織的な研修をしているか。」について、FD活動が着実に実施され、今後より一層の活性化が期待される。また、神戸大学、慶応義塾大学との連携によるFDの活性化はよい試みである。現在のところ、3校連携FD会議の開催など第1段階の成果は得られているので、これらをより発展させた取り組みが期待される。

細目視点5「受審校は、教育研究の質維持向上を図るために、教員の優れた教育及び研究の業績を評価する制度を整備しているか。」について、経営研究センターにより全教員の業績調査を行い、その内容をデータベース化し管理した上で、毎年度優れた研究業績や教育成果をあげた教員について、学生の授業評価に基づき教育に関して優れた評価を受けた教員を「ベストティーチャー」として表彰するベストティーチャー賞の設立などのインセンティブを導入している。

改善課題

基本視点及び細目視点から、基準2の各評価項目は満たされており改善すべき課題はないと判断する。

第3章 学生

基準9：求める学生像

基本視点「受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、本教育課程の教育を受けるに望ましい学生像を明確にしていなければならない。」について、教育を受けるに望ましい学生像を第1に「現代のマネジメントが直面する複雑かつ多様な諸課題に積極的に取り組む意欲を有していること」、第2に「高度で専門的な知識・能力を備えた専門職業人の育成を目的として整えられた経営管理大学院の教育プログラムとカリキュラムに対して、旺盛な知的意欲と社会的役割意識をもって参加できること」そして第3に「入学後、相互に切磋琢磨できる資質があること」と定め、経営管理大学院のホームページに明記している。

(<http://www.gsm.kyoto-u.ac.jp/jp/gsm-outline/philosophy.html>)

細目視点1「受審校は、入学者選抜において求める学生像の学生を実際に入学させているか。」について、一般選抜では筆答試験で各志望者の専門的知識と小論文を、特別選抜では社会人の職務経験を、それぞれ重視して理念に相応しい者を選抜している。

細目視点2「受審校は、入学志願者層に入学者選抜を受ける公正な機会を提供しているか。」について、学生募集要項を経営管理大学院のホームページに掲載し、すべての志願者が等しく入学者選抜試験に関する情報を入手できるように工夫をし、とりわけ、過去の入試問題が受審校のホームページに掲載され、志願者が入学者選抜試験を受ける機会の公正化が図られている。

細目視点3「受審校は、「教育研究上の目的」の達成を担う学生像を継続的に検証しているか。」について、修了生が就職している企業などへのインタビュー、同窓会を通じた修了生アンケート調査などが継続的に実施され検証されているが、「教育研究上の目的」の達成を担う学生像の検証をより一層推進していくことが今後望まれる。

改善課題

教育プログラムの多様化により「教育研究上の目的」の達成を担う学生像の検証を、より一層推進していくことが今後望まれる。

基準10：アドミッション・ポリシーと入学者選抜

基本視点「受審校は、入学者選抜において、アドミッション・ポリシー(入学者受入方針)を明確に定め、明文化していなければならない。」について、アドミッション・ポリシーがホームページ(<http://www.gsm.kyoto-u.ac.jp/jp/education/policy.html>)及び京都大学経営管理大学院概要において明示されている。募集方法は一般選抜と特別選抜に分けられ、選抜方法も一般選抜では勉学に対する意志の強さを小論文により評価し、特別選抜では社会人の職務経験を重視した小論文(エントリーシート)と面接を主として、入学者の選抜方法をとるなど、アドミッション・ポリシーは明確に定められている。

細目視点1「受審校のアドミッション・ポリシーは、「教育研究上の目的」を達成する内容のものとなっているか。」について、「幅広い分野で指導的な役割を果たす個性ある人材」の養成を理念とし、「多様なバックグラウンドの人材を受け入れ、開発された教育体系を用いて、様々な分野における高度専門職業人を輩出する」基本方針に、多様なバックグラウンドの学生を受け入れる一般選抜と特別選抜の実施で実現している。

細目視点2「受審校は、アドミッション・ポリシーとアドミッション・ポリシーに従った入学出願資格条件を募集要項等の印刷物に明確に記載し、入学出願者に周知公表しているか。」について、上記の理念・基本方針はアドミッション・ポリシーとして受審校のホームページ(<http://www.gsm.kyoto-u.ac.jp/jp/education/policy.html>)及び京都大学経営管理大学院概要に明記され、周知公表されている。

細目視点3「受審校は、入学者選抜において、出願者の適性及び能力等を客観的かつ厳格に評価する選抜をしているか。」について、評価側の主観による偏った判断とならぬよう志望者の希望

教育プログラムの複数の教員が受け入れ方針に合致した学生を選ぶ工夫がなされ、英語コミュニケーション能力の評価についても TOIEC・TOEFL・IELTS のスコアが採用され、一般選抜及び特別選抜の科目配点と総合点の水準（合格者の平均点・最高点・最低点）が公開され、2011 年度募集要項に記載されている。

細目視点 4 「受審校は、入学者選抜において、実入学者数が入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組を行うなど入学定員と実入学者数との関係の適正化を図っているか。」について、下表の表 10-1 で見られるように、入学定員に対する入学者数は適正な水準にあり、実入学者数は入学定員に対して適正な水準で管理されている。

表 10-1 2006 年度－2010 年度の入学志願者数、入学者数の推移

	2006 年度		2007 年度		2008 年度		2009 年度		2010 年度	
入学定員	60		60		75		75		90	
入試区分	一般 選抜	特別 選抜								
出願者数	146	46	76	31	112	48	146	33	112	55
入学者数	37	27	41	17	54	30	48	19	54	32
入学者合計	64		58		84		67		86	

細目視点 5 「受審校は、入学者選抜において、経済のグローバル化に対応して多様な知識または経験を有する入学生の多様化に努めているか。」について、経済・経営系のバックグラウンドを持つ者だけではなく、理工系及び外国人など多彩な人材が受け入れられている。

表 10-2 社会人・留学生数（2010 年 4 月 1 日現在）

	男性	女性	計
社会人経験有	59 (10)	20 (10)	79 (20)
社会人経験無	69 (8)	19 (8)	88 (16)
計	128 (18)	39 (18)	167 (36)

※ ()内は留学生数で内数

表 10-3 入学者の国籍・年齢階層・出身学部

国籍	2009年入学	2010年入学	年齢階層	2009年入学	2010年入学
日本人	55	63	21-24歳	31	43
外国人	12	23	25-29歳	13	23
計	67	86	30-34歳	14	13
			35-39歳	4	3
出身学部	2009年入学	2010年入学	40-44歳	2	3
経済・経営・商学部	29	27	45-49歳	2	0
上記以外文系学部	20	24	50-54歳	1	1
理工・農・薬学部	18	35	55歳以上	0	0
計	67	86	計	67	86

改善課題

入学志願者数は 2008 年度以降、年度による変動は多少あるものの 160 から 180 人の間で推移し、入学定員が 2010 年度で 90 名である点を考慮すると定員充足に問題のない範囲で近年は安定しているといえる。入学者の国籍、出身学部などについても多様性が確保されており、求める人材が確保できていると考えられる。留学生や職業経験を持つ学生の比率について、今後も

教育目的や理念からの検討の継続が望まれる。

基準 11：学生支援

基本視点「受審校は、学生の学業継続のために、適切な学生支援体制を整備していなければならない。」について、スーパーバイザー及びワークショップ指導教員による個別指導方式が採用され、各学生に対する学習指導、進路指導及び学生生活面での相談を受け付ける体制が整備されている。

細目視点 1「受審校は、経済的支援を求める学生に対して、必要な措置を講じているか。」について、スーパーバイザー及びワークショップ担当教員により各学生に対して助言・指導が行われ、学生への経済的支援についての適切な相談や支援が行われる体制が整備されている。下表は過年度の奨学金（日本学生支援機構）の採用状況を示す。

表 11-1 経営管理教育部 年度別奨学金（日本学生支援機構）採用状況

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	備考
採用人数	11人	12人	16人	22人	20人	

留学生に対しては本学の国際交流推進機構が提供する全学的な経済支援サービスが提供されている。

細目視点 2「受審校は、学生の進路指導及びキャリア形成支援を求める学生に対して、必要な情報収集、情報管理、情報提供及び学生相談等の支援を行う事務組織体制を整備しているか。」について、日本学生支援機構など種々の制度、留学生向け奨学金制度、キャリアサポートセンターによる支援など様々な取り組みが導入され、経済的支援やキャリア支援が整備されていると評価できる。

細目視点 3「受審校は、学生生活の支援を求める学生に対して、学業及び学生生活に関する相談・助言等を行う支援体制を整備しているか。」について、教員が学生を指導するスーパーバイザー制度、ワークショップ担当教員制度、学生からの匿名意見を聴取する目安箱制度などの制度が整備されている。

細目視点 4「受審校は、特別な支援を求める留学生及び障害のある学生に対して、学習支援及び生活支援等を適切に行っているか。」について、スーパーバイザー及びワークショップ担当教員が留学生に対してきめ細かな指導が行われ、国際コミュニケーション能力を持つ事務職員 3 名の新規雇用が準備されている。また、障害のある学生に対しても京都大学身体障害学生相談室管理運営委員会が対応してきている。

改善課題

スーパーバイザー制度について、学生インタビューなどでその有効性は確認されている。ただしこの実践は教員負荷が高いものとなっている点に留意する必要がある。

基準 12：学生の学業奨励

基本視点「受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な学生の学業奨励の取組をしていなければならない。」について、ワークショップ成果を表彰する制度、修了式において学業成績優秀者を表彰する制度、学業成績を各種奨学金の推薦者の選定に反映する制度等が設けられている。

細目視点 1「受審校は、学業成績優秀な学生に対して報奨する制度を整備しているか。」について、ワークショップの成果が優れた学生を表彰する制度及び学業成績優秀者の学位授与式総代制度等が整備されている。また、基礎科目全 11 科目の単位取得もしくはアチーブメントテストの合格者に対して Certificate を交付する制度を設定している。

細目視点 2「受審校は、学業継続の困難な学生に対して経済的支援や学習支援等の相談を行う体制を整備しているか。」について、正課の履修に知識不足と認められる学生に対しては課外の形

での補習教育を、経済的に学業継続が困難な学生に対しては、奨学金情報の一元管理と公平な情報提供により、奨学金に確実に応募できる配慮がなされている。

細目視点3「受審校は、学生の学業奨励のために、入学時や新学期授業開始前に、また、教育課程の変更時にオリエンテーションを実施しているか。」について、入学前及び入学時に全体オリエンテーションが実施され、入学後においても担当教員による学習面談が行われている。また、入学前教育としての基礎学力補強目的とした e-learning 等が実施されている。

改善課題

神戸大学、慶応義塾大学ビジネススクールとの連携について、より一層の学生交流も望んでいるという声が学生にあるので検討することが望まれる。

第4章 教員組織

基準13：教員組織

基本視点「受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な教員組織を整備していなければならない。」について、実務家教員を含め優れた教育能力と研究能力を備えた設置基準を上回る教員組織が整備されている。

表13-1 専門職大学院設置基準第4条の必要教員数

	収容定員数	必要専任教員数	实在専任教員数	過不足数
平成22年5月現在	165	11	24	+13
(※2011年4月より)	180	12	※みなし専任5名含む	

細目視点1「受審校は、教育課程における専任の教員を必要と認められる数を任用しているか。」について、表13-1で必要専任教員数を十分上回る教員が任用されている。実務家教員比率および専任教員比率の基準も満たしている。特に、実務家教員を含め教員の博士学位取得率は高く、さらに実務家教員にはMBAホルダーも高い割合で存在している。

表13-2 教員組織の現状

	必要教員充足率	実務家教員比率	博士学位取得率	専任教員比率	専任教員担当単位比率
平成22年度	218%	127%	83%	41%	60.7%

細目視点2「受審校は、教員組織の構成において、「教育研究上の目的」の達成のために必要と認められる授業科目に必要かつ十分な専任の教授又は准教授を任用しているか。」について、専任教員が主要科目を担当するなどの配慮がされている。基礎科目については11科目中9科目を専任教員が担当しており、発展科目については48科目中42科目を専任教員が担当している。

細目視点3「受審校は、教員組織の構成において、「教育研究上の目的」の達成のために必要と認められる実務家教員を任用しているか。」について、専任教員20名のうち7名が実務家教員である。また、任用している5名の「みなし専任教員」も実務家教員であり、専門職大学院設置基準から規定される専任教員の3割以上の要件は十分に確保されている。さらに、特定教員（任期付常勤教員）4名中2名も実務家教員である。

表13-3 教員組織の構成

種別	学術教員 (AQ)	実務家教員 (PQ)	計
常勤教員	15	14	29
うち専任教員	13	12	25
兼任・兼任教員	25	17	42
計	40	31	71

細目視点4「受審校は、教員組織の構成において、「教育研究上の目的」の達成のために必要と認

められる専任の教員と非専任の教員との割合に配慮しているか。」について、2010 年度開講の基礎科目（11）、専門科目（64）、実務科目（40）、発展科目（48）の計 161 科目数における専任教員担当単位比率は、基礎科目で 84.6%、専門科目で 41.0%、実務科目で 53.9%、発展科目で 85.4%、平均で 60.7%であり、専門科目群で専任教員担当比率が低くなっている。しかし、主要科目の基礎科目及び発展科目での専任教員担当比率が高いことにより、基礎学力の修得及び修了時の最終能力判定に関し、専任教員が責任を持つ体制となっている。

細目視点 5 「受審校は、教員組織の構成において、教員の年齢構成の割合、男性・女性教員の比率及び外国人教員の任用等教員の多様性に配慮しているか。」について、教員の男女比率や外国人比率はややバランスを欠くが、この点についても自己評価がされており今後の努力が期待される。

表 13-5 教員の年齢構成

種別	29 歳以下	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60 歳以上	計
教授			7	10	2	19
准教授		2	5	2		9
講師		1				1
助教						0
小計	0	3	12	12	2	29
支援教員		2	11	19	10	42
合計	0	5	23	31	12	71

細目視点 6 「受審校は、開講授業科目について高度の教育上の指導能力があると認められる下記の各号に該当する専任の教員を、専攻ごとに「文部科学大臣が別に定める数」（平成 15 年文部科学省告示第 53 号第 1 条。以下同じ。）を置いているか。

- 1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- 2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- 3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者」について、教員採用に関して、京都大学経営管理研究部教員選考基準及び候補者選考内規に従って、原則として公募制が実施されている。任用に際しても教育研究上の業績と実務能力に関して審査が行われ、研究能力が重視されて専任教員のほとんどが博士学位を取得している。授業科目について高度の教育上の指導能力を有する教員を任用がされている。

表 13-6 教員組織の最終学歴

種別	博士学位取得者数	修士学位取得者数	その他	合計
教授	17	1	1	19
准教授	6	3		9
講師	1			1
助教				
小計	24	4	1	29
支援教員	31	7	4	42
合計	55	11	5	71

改善課題

教員組織の多様化について、専任教員はすべて男性・日本人で構成されており、教員の多様性に関して課題を残している。また、教員公募の際には募集要項に「京都大学は男女共同参画を推進しています。多数の女性研究者の積極的な応募を期待します。」と明記し公募が行われているが、実際は特定教員として女性教員は 1 名であり、また外国人教員は 3 名であり改善の余地があると思われる。

基準 14：教員の資格

基本視点「受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な教育上の指導能力を有する教員を任用していなければならない。」について、表 13-6「教員組織の最終学歴」及び表 14-1「専任教員の教育研究業績（平成 22 年度）」において、実務家教員を含め優れた教育能力と研究能力を有している教員が任用されており、教育上の指導能力について毎年度教員からの授業報告及び学生の授業評価アンケート等の結果を踏まえて、FD 委員会及び教務委員会でその内容が検討され、教育指導能力に関する適格性を判断するシステムが構築されている。

細目視点 1「受審校は、教員の任用及び昇任に関する規則及び基準を定めているか。」について、京都大学経営管理研究部教員選考基準及び候補者選考内規に従って教員の公募・任用・昇任が行われている。

細目視点 2「受審校は、教員の任用及び昇任に関する審査プロセスを明確に定め、客観的な審査をしているか。」について、教員選考基準及び候補者選考内規に任用基準、昇任基準やそのプロセスが設定され、それに基づく任用、昇任が実施されている。

細目視点 3「受審校は、最近 5 年間の教育研究業績等により教員の教育上の指導能力を評価する組織的な取組をしているか。」について、FD 委員会及び教務委員会が教育内容及び指導能力等について検討を行い、問題等がある場合にはその改善を図るよう組織的な対応を取る体制が整えられている。また、学会賞等の受賞者や公的機関による表彰に対しては、賞与の成績率に反映させるなどのインセンティブ制度、また、各学期後の学生に対する授業アンケート結果を反映させた「ベストティーチャー賞」制度が設けられている。

細目視点 4「受審校は、専任教員の最近 5 年間の教育研究業績の資料を開示しているか。」について、自己点検報告書で教育研究活動の状況報告が行われている。最新の教育研究活動の一部は経営管理大学院の概要や Web ページで紹介されている。各教員の研究教育活動を科学技術振興機構（JST）の「研究開発支援総合ディレクトリ調査(ReaD)」と連携している京都大学研究者総覧データベースへの登録を促進している。

(<http://www.adm.kyoto-u.ac.jp/infolib/meta/help.html>)

細目視点 5「受審校は、実務家教員の実務経験について定期的に評価を行い、授業科目担当の割り当てを適切に行っているか。」について、教員による年度ごとの自己点検報告、教育研究業績の公表、実務家教員の実務状況確認などを実施している。分野による影響などで過去 5 年の教育研究業績にばらつきが見られるものの、これらから判断すると、専門職大学院として適切な教育研究ができると期待される。教育研究業績数が少ない教員もいるが、これは任用開始時期などの影響であり問題はないことを確認している。

改善課題

研究業績の公表に関しては、京都大学研究者総覧および科学技術振興機構の「研究開発支援総合ディレクトリ調査」や教員個人のホームページ等を通じて公開されているが、より一層の推進が期待される。

基準 15：教員に対する教育研究支援

基本視点「受審校は、教員の教育研究活動を推進していくために必要な教育研究環境の整備をしていなければならない。」について、表 15-1 受託事業・補助金・寄附講座一覧（平成 18～22 年度）から非常に多くの競争的資金のプロジェクト、寄附講座および科学研究費を獲得し、教育研究環境の整備が推進され教育研究活動に活かされている。

細目視点 1「受審校は、教員の教育研究活動の推進と教員の授業担当時間数との関係について、適切な範囲内にとどめるように配慮しているか。」について、教員の授業担当時間数は教務委員会において検討され、概ねセメスターあたり 2 科目（年間 4 科目、8 単位）となるよう負担の適正化が図られ、教育の準備および研究に配慮している。

細目視点2「受審校は、教員の教育研究活動の推進に必要な研究費獲得の支援体制を整備しているか。」について、経営研究センターが中心となり競争的外部研究資金等に積極的に応募するなど、受託事業、補助金、寄附講座などを活用し、教員の教育研究活動を推進していくために必要な教育研究環境を整備している。

細目視点3「受審校は、教員の教育研究活動の推進に必要な事務職員及び技術職員等の支援体制を整備しているか。」について、平成23年度から英語だけで講義をする国際プロジェクトマネジメントコースの開設を予定していて、これには教員だけでなく事務スタッフの支援体制の充実が必要になる。これらについて、京都大学全体と連携して整備、対応中であり、その方向は理解できる。

細目視点4「受審校は、教員の教育研究活動の推進に必要な教育課程の活性化を図る適切な措置を講じているか。」について、各種文部科学省補助金事業の採択により教育プログラムが開発され、その成果が教育研究活動に反映されている。例えば、文部科学省専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム「国際的競争力のある金融・会計人職業人育成」の成果がファイナンス関連の新規授業の開講や授業内容の改善に役立てられている。

改善課題

外部資金により10名を超える非常勤職員等を雇用しているが、外部資金は有期であるため事務組織の持続可能性には課題を残している。

基準16：教員の任務

基本視点「受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、ステークホルダーとの意思疎通を図り、教員の学術研究の推進に努め、「教育研究上の目的」を達成する授業の実現を図っていかねばならない。」について、主なステークホルダーである学生と企業との意思疎通を図り、教員の学術研究の推進に努め、その成果を実際の授業に反映させるという教員の具体的任務の効率的・戦略的遂行が行われている。

細目視点1「教員は、自己点検評価及び学生の授業評価の結果に基づいて、授業の内容、使用教材及び授業方法等の改善を絶えず行っているか。」について、各学期終了時に行われる「学生による授業評価」の結果が各授業担当者に開示され、それに基づいて授業自己点検評価報告が提出され、授業内容の改善に役立てるというPDCAサイクルを確立している。

細目視点2「教員は、学習目標の達成のために、先端的な高度専門的知識や技能の教授に努めているか。」について、学会賞等の受賞リストで見られるように、教員の研究分野での最先端の研究が推進され、寄附講座の誘致、外部資金の獲得成果を教育に反映させている。

細目視点3「教員は、学習目標の達成のために、オフィスアワーの設定及び電子媒体等を通じて学生との対話を積極的に図り、学生の学習指導に努めているか。」について、各科目のシラバスに、教員のオフィスアワー及びe-mailアドレスが明示され、それを利用して講義に対するフォローアップができるよう配慮されている。

改善課題

基本視点及び細目視点から、基準2の各評価項目は満たされており改善すべき課題はないと判断する。

第5章 管理運営と施設設備

基準17：管理運営

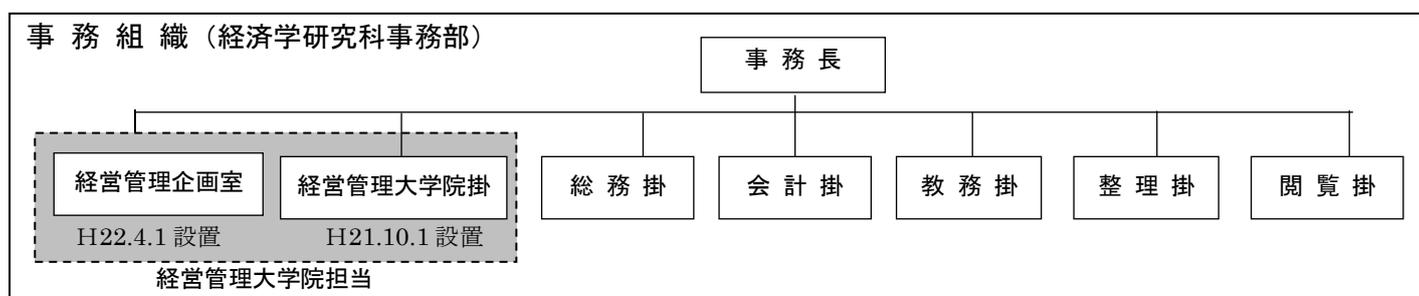
基本視点「受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、教員の教育研究活動を適切に支援していく管理運営体制を整備していなければならない。」について、教員が所属する研究部と学生が所属する教育部に「教育研究上の目的」の達成のためにそれぞれに教授会を設けて、その下に業務ごとに各種の委員会が設置され、そこでの審議検討結果が教授会で審議し決定されるといった管理運営体制がとられている。また、「経営研究センター」が教員の教育研究面での各種

支援を行う体制となっている。

細目視点1「受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な管理運営事項を審議する教授会及び委員会等を設置し、審議事項を尊重し、教育研究環境を整備していく体制を講じているか。」について、1999年公布の教育基本法第66条の改正及び国立大学設置法第3条の4により、大学院に研究部と教育部とが設置され、それぞれに教授会が設置され最終意思決定機関となっている。研究部と教育部には代表する研究部長と教育部長が設置され、研究部教授会において研究部長を選出し教育部長を兼務し、研究部長が研究部と教育部を統轄している。そして、各教授会の下に各種委員会が設置され、研究と教育の活性化が図られている。一方、研究面では経営研究センターが設置され多種多様なプロジェクトを運営し、研究支援活動が行われている。

細目視点2「受審校は、受審校の設置形態及び規模に応じた管理運営の事務組織を整備しているか。」について、図17-2により事務組織はより円滑な運営を目指して改組され、経済学研究科事務部に本大学院独自の業務を行う組織として教務を専任で担当する「経営管理大学院掛」と企画戦略、総務、研究支援業務の高度化を推進する「経営管理企画室」とが置かれている。これらは設立時の諸事情や、開校後に新たに出てきた問題、課題へ対応するために整備されたものであり、適切であると判断できる。

図17-2 事務組織図



細目視点3「受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、専任教員の教育研究活動に応じた規模と機能を持った管理運営組織を設けているか。」について、「経営研究センター」が設置され、経営管理企画室が経営管理研究センターの活動支援に当たっている。

改善課題

基本視点及び細目視点から、基準2の各評価項目は満たされており改善すべき課題はないと判断する。

基準18：施設支援

基本視点「受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、教育研究活動の推進に必要な施設及び設備等を整備していなければならない。」について、表18-1にあるとおり、定員の増加についても逐次対応している点が認められる。さらに、研究に使うソフトウェア、表18-3に示す各種の主要経済、経営系データベース、PC設備などについて整備を進めている。

細目視点1「受審校は、教育効果の向上を図る教室、演習室及び実習室等の教育研究施設及び設備等の質的かつ量的な整備をしているか。」について、2006年度4月開設以降現在まで、新規の施設・設備の整備を継続して実施しており、教室、研究室および自習室を増加させてきている。教育に関連する施設は総合研究2号館に集約されており、学生と教員の便宜が図られている。

細目視点2「受審校は、専任教員ごとに個別の研究室を用意しているか。」について、教員居室として専任教員には個別の研究室が用意され、また客員教員についても、教養の研究室を用意するなど、教育研究環境の充実化を図っており適切である。学生に対しては、学生数に応じた自習室や討論室を用意するなど、適切な学習環境の整備がなされている。

細目視点3「受審校は、図書、学術雑誌及び視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集しているか。」について、他の大学と比べてスペース的に恵まれた環境にあり、十分な図書館、演習教室などを準備している。ビジネススクール独自の図書館を充実させるというよりも、全学図書館との補完する形で資料などを整備するのは妥当な考えといえる。特に、図書室に関しては経済学研究科と共に、経済学部図書室の共同利用と共同整備を行っており、約52万冊と幅広い範囲の経済と経営の図書、千点弱の雑誌及び6万タイトルの電子資料・データベースが活用できるよう整備されている。

細目視点4「受審校は、受審校の教育研究組織及び教育課程に応じた施設及び設備を整備し有効に活用しているか。」について、大講義室（定員137名、教室スタイル）、マルチメディア講義室（定員60名、教室スタイル）、大演習室（定員30名、演習室スタイル）、ケーススタディ演習室（定員40名）及び小演習室（定員12名、演習室スタイル）等の教室が整備され、授業の内容や方法にふさわしい施設・設備を持つ教室が整備されている。これらの教室の利用率はおおむね6割程度と分析され、自主的なゼミや各種研究会の実施などの状況を加えると有効に活用されていると認められる。

細目視点5「受審校は、学生の自主的な学習を促進する学習環境を十分に整備し、学生の利用に供しているか。」について、学生の自主的な学習を促進するため、24時間利用可能な学生自習室として、①個人的自習を行う学生自習室、②グループ学習を行うグループワーク室、そして③PCを用いた自習を行う情報資料演習室が整備されている。自習室については国立大学に課せられた効率的なスペース活用を行うためにフリーアドレス制をとりながら、大学院生の自習環境を高度化するために、上記3系統に整理した自習室の整備と提供が行われている。

改善課題

基本視点及び細目視点から、基準2の各評価項目は満たされており改善すべき課題はないと判断する。

2)「改善課題の分析」の評価

・「教育研究上の目的」

「教育研究上の目的」について、設定した「教育研究上の目的」についての検証プロセスの継続、外部資金獲得戦略、大学院の将来像検討をあげている。これらはすべて適切であると判断される。「教育研究上の目的」の検証では、すでに導入している外部評価のより一層の実践や、今後増加する修了生からの体系的な意見収集などが期待される。また、外部資金獲得は、運営費交付金が最低限の運営資金としてしか期待できない以上、受審校にとっての生命線ともいえる。現状は比較的上手くいつているものの、今後に対する保証はないので今後より一層充実した戦略策定が期待される。

・「教育課程等」

「教育課程等」について、スーパーバイザー制度における教員負荷削減、科目数を含めた教育課程全般の見直し、学生に混乱を与えない科目配置への見直しとその検証のためのPDCAサイクルの機能化という3点挙げている。これらの課題は適切と判断される。第一のスーパーバイザー制度は、受審校の特徴の一つであり、その効果も大きい反面、教員負荷も大きい。この点について、2009年の「認証評価計画」の分析段階ですでに問題点とされていたが、2010年度の段階でも問題点指摘にとどまっている。早急な検討が期待される。また第二の科目数を含めた教育課程全般の見直しについて、そのために必要になる履修者数データなども整備されつつあり、さらに見直しが始まっていると判断でき適切である。さらに科目の類似性による科目の統廃合を検討すると共に、「ファイナンシャルリスクマネジメント」プログラムと「ファイナンス・会計」プログラムの統合について検討を進めている点も評価できる。受審校は補

助金を獲得して逐次プログラムを追加してきているので、一定期間経過後に評価して改変する活動が肝要になる。これが実践されているのは適切である。

・「学生」

「学生」について、新しいアドミッション・ポリシーの広報活動の拡大、入試選抜の継続的見直し、就職支援サイトの活用、学生報奨制度の4点を課題とあげているのは適切である。留学生への情報公開や、「国際プロジェクトマネジメントコース」の開設に伴い、英語によるアドミッション・ポリシーの公開は必須になり、より一層の工夫が期待される。就職については、昨今の経済状況や、多様な学生を受け入れているという受審校の性質上特に重要になるので整備が期待される。

・「教員組織」

「教員組織」について、教員の多様性確保、研究業績の公表、事務組織のあり方の検討、研究活動の重視、実務家教員の要件の検討をあげており、これらは適切と判断される。受審校の抱える教員組織構成上のバランスと多様性の欠如という課題は、一朝一夕に解決できる問題ではない。一方で手をこまねいていると一向に進まない可能性もあるので、中長期的計画を設定し、着実に進める点が重要である。

・「管理運営と施設整備」

「管理運営と施設整備」について、事務体制などの管理運営面、学習環境などの施設整備面を課題としてあげている。これらは受審校の努力だけで解決できるものではなく、研究科、全学的な検討が必要になり、これらを自己評価できている。特に英語で開講するコースの場合、教員だけでなく事務の支援が重要という課題は認識されている。

以上、改善課題と思われるものを自己評価できている点は適切である。

3) 「課題解決の実行計画」の評価

・「教育研究上の目的」

「教育研究上の目的」について、前述の3つの課題に対する計画が示されている。設定した教育研究上の目的についての検証プロセスの継続について、2011年度以降の具体的なスケジュールが設定されている。2013年度には第2回外部評価委員会開催とあり、より有益な外部評価委員会活動にするために、委員会時間の増加など第1回で寄せられた声を検討されることが望まれる。また、外部資金獲得戦略について、具体的な計画が立てられているのは評価できる。また、経営管理大学院の将来像の設定について、具体的な目標年限が困難なのは理解できるものの、どのように検討するかについての計画はある程度設定できると思われる。

・「教育課程等」

「教育課程等」について、スーパーバイザー制度は重要な制度であり、今後も継続が必要なだけに、負荷低減の課題に対しては早急に取り組む必要がある。この課題は2009年の「認証評価計画」の分析段階で問題点として指摘され、また「自己点検評価報告」の分析においても同様の指摘がなされており、その必要性は理解されている。一方、その改善計画を見ると見直しをいつ開始し、一通りの案をいつ設定するのが必ずしも明確ではない。これらについて具体的な計画を設定し、検討を進めることを期待する。また、「ファイナンシャルリスクマネジメント」プログラムと「ファイナンス・会計」プログラムの統合について具体的な検討が開始されている。これは、教育課程についてPDCAサイクルが実践されている点のあらわれとして評価できる。

・「学生」

「学生」について、新しいアドミッション・ポリシーの広報活動の拡大について年限は明示されていないものの、2011年度から検討し毎年改善していくと考えられ、この方向は適切である。また、入試選抜の継続的見直し、就職支援サイトの活用、学生報奨制度の確立については、2011

年度以降の具体的計画が適切に立てられていると判断される。以上、これら「学生」に関する課題に対して適切に計画が立てられていると思われるので、その計画にもとづく実践が今後は重要である。

・「教員組織」

「教員組織」について、G30 プログラム参加などに沿った形で教員のバランスと多様性に関する課題は改善されつつあるのは評価される。今後は、男女比率の改善などが重要となり、これは在籍教員との兼ね合いで即座に対応できるものではなく、計画を立てにくいという点は理解できる。一方で、長期的戦略がないと改善がしにくいのも事実である。例えば、「教育研究上の目的」の第三の課題として取り上げている将来計画検討と合わせて検討するのもよい。また、「教員組織」の課題としてあげている研究業績の公表、事務組織のあり方の検討、研究活動の重視、実務家教員の要件の検討については、適切に計画が設定されていると判断される。

・「管理運営と施設整備」

「管理運営と施設整備」について、事務体制などの管理運営面、学習環境などの施設整備面ともに、2010年から各年次別の計画が具体的に設定できている点は評価できる。今後はこれらにもとづく適切な実践が期待される。

全般的に見て、改善課題について適切に分析がされ、解決のための計画が適切に導かれている。今後の改善計画にもとづく実践を期待する。

Ⅲ 認証評価審査結果

1. 総合評価

経営管理大学院は、2006年4月に発足した高度職業人の育成を目的とした文理融合型の専門職大学院である。修了生には、経営学修士（専門職）の学位を授与している。この専門職大学院では、「事業創再生マネジメント」、「プロジェクト・オペレーションマネジメント」、「ファイナンシャルリスクマネジメント」という3つのプログラムを設置し、定員60名でスタートした。その後、2008年度に「ファイナンス・会計」、2010年に「サービス価値創造」を開設し、定員90名としている。さらに今後、「国際プロジェクトマネジメントコース」の新設を予定している。このように社会の要請に応じるべく、教育分野の拡大を目指している。教育上の特徴として、経済学・経営学というビジネススクールに含まれるべき科目だけでなく、京都大学が理工系分野に強い点を生かし、工学系の講義、演習を加えるなど、文理融合型の教育を目指している点あげられる。また専門職大学院である点に鑑み、理論だけでなく実務的な講義や、ワークショップなどの実践、演習科目をバランス良く配置する教育体系を目指している。

経営管理大学院の経営戦略は適切に策定されており、また要求されているそれぞれの基準を満たしていると判断される。さらに、自己点検評価分析において、改善すべき課題を自ら抽出し、その課題へ対策を施している。さらに未解決の課題についても自己分析し、計画を適切に設定している。

以上のことから、経営管理大学院の「本教育プログラムは、各評価基準がほとんど又は全てが満たされ、改善すべき課題が少なく、教育研究の質維持向上が十分に期待でき、非常に優れている教育プログラムである。」と評価する。PDCAのサイクルの効果的な実践が期待できると判断される。

2. 改善課題

一方、グローバル化時代の国際的に通用する高度専門職業人育成のために、経営管理大学院の教育プログラムには、より一層の教育の質改善が求められる。

・「教育研究上の目的」

「教育研究上の目的」について、「教育研究上の目的」の検証では、すでに導入している外部評価のより一層の実践や、今後増加する修了生からの体系的な意見聴取などが期待される。また、外部資金獲得は、運営費交付金が最低限の運営資金としてしか期待できない以上、今後より一層充実した戦略立案が期待される。

・「教育課程等」

「教育課程等」について、スーパーバイザー制度における教員負荷削減の課題があり、スーパーバイザー制度は、経営管理大学院の特徴の一つであり、その効果も大きい反面、教員負荷も大きい。早急な検討が期待される。

・「学生」

「学生」について、「国際プロジェクトマネジメントコース」の開設に伴い、留学生への情報公開や英語によるアドミッション・ポリシーの公開は必須になり、より一層の工夫が期待される。

・「教員組織」

「教員組織」について、教員の多様性確保、研究業績の公表、事務組織のあり方の検討、研究活動の重視、実務家教員の要件などが検討されているので、中長期的計画を設定し、着実に進める点が重要であると思われる。

・「管理運営と施設整備」

「管理運営と施設整備」について、事務体制などの管理運営面、学習環境などの施設整備面が課題であるが、これらは受審校の努力だけ、解決できるものではなく、研究科、全学的な検討が必要と思われる。

3. 実行計画履行状況報告書の提出

ABEST21 は、受審校の教育の質維持向上をステークホルダーに保証していくために、実行計画に示された計画の履行状況について報告を求め、教育の質改善の進捗状況を確認していく。

4. 認証評価審査結果の公表

ABEST21 は、理事会で承認した受審校の認証評価結果を受審校に通知すると同時に文部科学大臣に報告する。また、ABEST21 は、受審校の「認証評価結果」を、ABEST21 の年間活動の報告である「ABEST21 年次報告書」及び ABEST21WEB サイト (<http://www.abest21.org/>) にそれぞれ掲載し、広く社会に公表する。